

常滑市第 6 次総合計画 第 3 編

基本計画－後期

第 1 章	基本計画	．．．．．	1
1	計画の体系	．．．．．	1
2	分野別施策	．．．．．	3
第 2 章	行財政改革	．．．．．	6 3
1	これまでの行財政改革の取組	．．．．．	6 3
2	行財政改革の必要性と位置付け	．．．	6 5
3	目標と基本方針	．．．．．	6 5
第 3 章	計画の実現に向けて	．．．．．	6 7
1	計画の推進と進行管理	．．．．．	6 7



第1章 基本計画

基本計画では、目指すまちの姿の実現に向け、7つの基本目標に沿って分野ごとに推進する施策の基本的な方向性を体系的に示します。

1 計画の体系

基本構想			
目指す まちの姿	まちづくりの 基本理念	基本目標	基本分野
とことん住みたい 世界とつながる 魅力創造都市	みんなでつくる 安全・安心・成長	1 子どもが健やかに育ち、 輝けるまち	子ども・子育て
		2 創造性や豊かな心を育む まち	教育・文化
		3 共に生き、支え合い、 安心して暮らせるまち	健康・医療、福祉
		4 安全な暮らしを守るまち	防災・地域安全 環境保全・衛生
		5 快適に過ごせる生活基盤 が整備されたまち	都市環境 都市基盤
		6 魅力にあふれ、人が集い、 進化するまち	観光・産業振興 空港・中部臨空都市
		7 みんなで創る、持続可能 なまち	参画・協働 行財政運営 ポートレース

後期基本計画

施 策	重点施策
1 子育て支援 2 児童福祉	➤ 子育て支援
1 学校教育 2 生涯学習・スポーツ 3 文化芸術	➤ 学校教育
1 健康づくり 2 医療体制づくり 3 高齢者福祉 4 障がい者福祉 5 社会保障・保険制度	➤ 医療体制づくり
1 防災・減災 2 消防・救急 3 交通安全・防犯 4 環境保全 5 環境衛生	➤ 防災・減災
1 公共交通 2 道路・港湾・河川 3 市街地整備・景観形成 4 公園緑地・水辺空間 5 水道・下水道	➤ 公共交通
1 観光・シティプロモーション 2 空港・中部臨空都市 3 農業・漁業 4 商業・工業	➤ 観光 ➤ 空港・中部臨空都市
1 市民協働 2 多様性社会 3 デジタル化・情報発信 4 行財政運営 5 ポートレース	➤ デジタル化・情報発信
行財政改革 基本方針 1 経営資源の活用、最適化 基本方針 2 デジタル化の推進	

2 分野別施策

分野別施策の見方

基本目標

基本構想に掲げた7つの基本目標のうち、該当するものを示しています。

施策

基本目標を実現するために取り組む施策の分野を示しています。

施策の目的

施策で目指すことや進めていくことを示しています。

現況と課題

この施策に関連する社会情勢、本市の現状や今後対処すべき課題などを示しています。

基本目標 1 子どもが健やかに育ち、輝けるまち

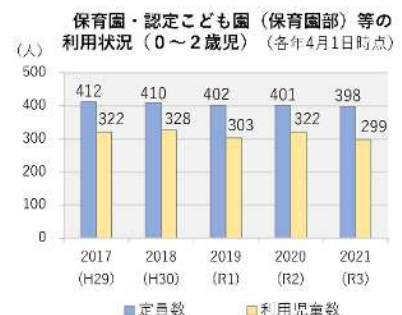
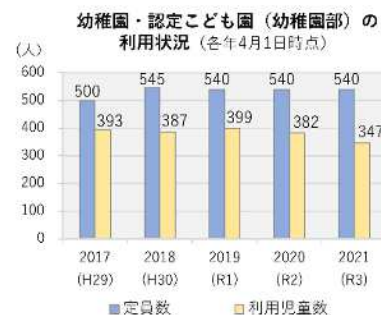
施策 1 - 1 子育て支援

施策の目的

- 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実に努めます。
- 多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。

現況と課題

- 2016(平成28)年度から「妊娠・出産・子育てつながる支援事業」において、「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期からの支援として「マタニティおっぱい相談」「産後ケア」「母乳相談等助成事業」などを実施しています。核家族世帯の増加や地域コミュニティの希薄化に伴い、妊娠期から支援を必要とする家庭が増えているため、今後も関係機関と連携し、健診や相談事業などの場を活用して妊娠期から切れ目のない支援を継続する必要があります。
- 子育て家庭の支援として、子育て支援センターや児童育成クラブの運営、中学卒業までの医療費の全額助成などを実施しています。今後、年少人口の減少が見込まれますが、共働き家庭の増加に伴う児童育成クラブの利用ニーズを的確に捉え、受入れ施設の確保・拡充など、働きながら子育てができる環境づくりを整備していく必要があります。
- 2019(令和元)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、保育施設及び幼稚園を利用する世帯の経済的負担は軽減されました。
- 幼児教育・保育の質を確保するため、公立・民間を問わず幼稚園、保育園、認定こども園で情報交換や合同研修を実施しています。今後も様々な研修の実施や、保育人材を確保し、質の高い幼児教育・保育が提供できるよう努める必要があります。
- 保護者の働き方が多様化する中、保育サービスの提供についても多様な対応を図る必要があります。
- 待機児童は発生していませんが、ニーズの増加が見込まれる0～2歳児の保育に対応できるよう、適切な定員確保に努める必要があります。



SDGsのアイコン

この施策により推進されるSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち該当する目標のアイコンを示しています。

基本目標1 子どもが健やかに育ち、輝けるまち

関連する
SDGs



取組の方針

（１）妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の確保により、妊娠・出産期からの早期の支援、乳幼児期の健康、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。
- 放課後に子どもを預ける場所や子育てに関する相談体制の充実により、働きながら子育てができる環境づくりを進めます。

（２）保育・教育サービスの充実

- 様々な研修の実施や保育人材の確保により、質の高い幼児保育・教育の確保に努めます。
- 働き方の多様化に対応した子育てサービスの充実を図ります。
- ICTを活用した情報連絡体制を整備し、保育サービスの充実を図ります。
- 民間の地域型保育所の誘致などにより、適切な定員確保に努めます。



▲保育園での行事の様子（運動会）



▲子育て支援センターでの活動の様子

取組の方針

施策の目的を実現するために行う主な取組の方針とその説明を示しています。

関連する個別計画など

この施策に関連して各課が推進する個別の主な計画を示しています。

関連する個別計画など

- 第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次常滑市障がい者基本計画
- 第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画

施策 1 - 1

子育て支援

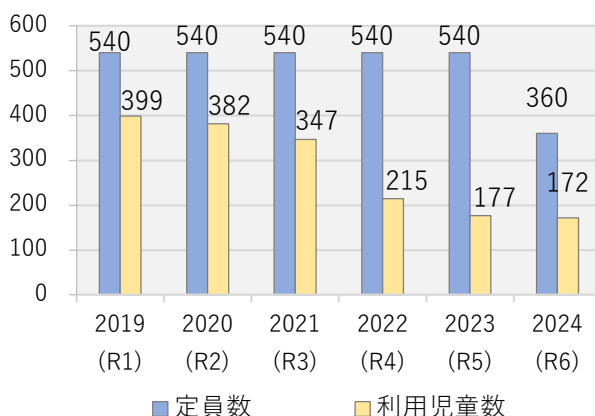
施策の目的

- 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実に努めます。
- 多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。

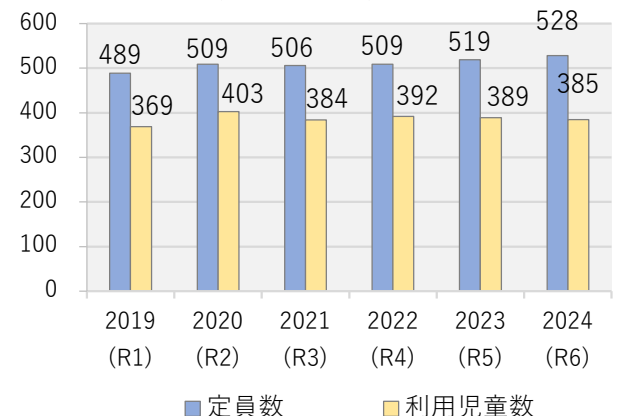
現況と課題

- 「妊娠・出産・子育てつながる支援事業」において、「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期は「マタニティおっぱい相談」「もうすぐ出産プレゼント訪問」、出産・子育て期は「産後ケア」「赤ちゃん訪問」「産前産後サポート」などを実施しています。核家族世帯の増加や地域コミュニティの希薄化に伴い、妊娠期から支援を必要とする家庭が増えています。
- 2024（令和6）年度からこども家庭センターを設置し、今後も関係機関と連携し、伴走型相談支援の実施と健診や相談事業などの場を活用して妊娠期から切れ目のない支援を継続する必要があります。
- 子育て家庭の支援として、子育て支援センターや児童育成クラブの運営、高校3年生相当までの医療費の全額助成などを実施しています。今後、年少人口の減少が見込まれますが、共働き家庭の増加に伴う児童育成クラブの利用ニーズを的確に捉え、受入れ施設の確保・拡充など、働きながら子育てができる環境づくりを整備していく必要があります。
- 2019(令和元)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、保育施設及び幼稚園を利用する世帯の経済的負担は軽減されました。
- 幼児教育・保育の質を確保するため、公立・民間を問わず幼稚園、保育園、認定こども園で情報交換や合同研修を実施しています。今後も様々な研修の実施や、保育人材を確保し、質の高い幼児教育・保育が提供できるよう努める必要があります。
- 保護者の働き方が多様化する中、保育サービスの提供についても多様な対応を図っています。
- 子どもの人数が減少し、保育園等に入所する児童も減少しているものの、ニーズが高い0～2歳児の保育に対応できるよう努めるとともに、適切な施設数・定員数を設定する必要があります。

(人) 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の利用状況（各年4月1日時点）



(人) 保育園・認定こども園（保育園部）等の利用状況（0～2歳児）（各年4月1日時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 妊娠・出産・子育て期までの切れ目ない支援

- こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が一体となり、乳幼児期の健康、親の育児などを支援する環境を整え、妊娠・出産・子育て期までの切れ目ない支援の充実を図ります。
- 民間活力も活用した放課後に子どもを預ける場所の確保や子育てに関する相談体制のさらなる充実により、働きながら子育てができる環境づくりを進めます。

(2) 保育・教育サービスの充実

- 様々な研修の実施や保育人材の確保により、質の高い幼児保育・教育の確保に努めます。
- 働き方の多様化に対応した子育てサービスを推進します。
- ICTを活用した情報連絡体制を整備し、保育サービスの充実を図ります。
- 民間の地域型保育事業所の誘致などにより、適切な定員確保に努めます。
- 子どもの人数が減少している中においても、安定的な教育・保育サービスの提供体制が図れるよう努めます。
- 就労要件を問わず、保育施設の利用ができる体制を整備します。



▲保育園での行事の様子（運動会）



▲子育て支援センターでの活動の様子

関連する個別計画など

- 第3期常滑市子ども・子育て支援事業計画
- 常滑市立保育園・こども園再編計画
- 第3期健康日本21とこなめ計画（健康増進計画、食育推進計画）
- 第5次常滑市障がい者基本計画
- 第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画

施策 1 - 2

児童福祉

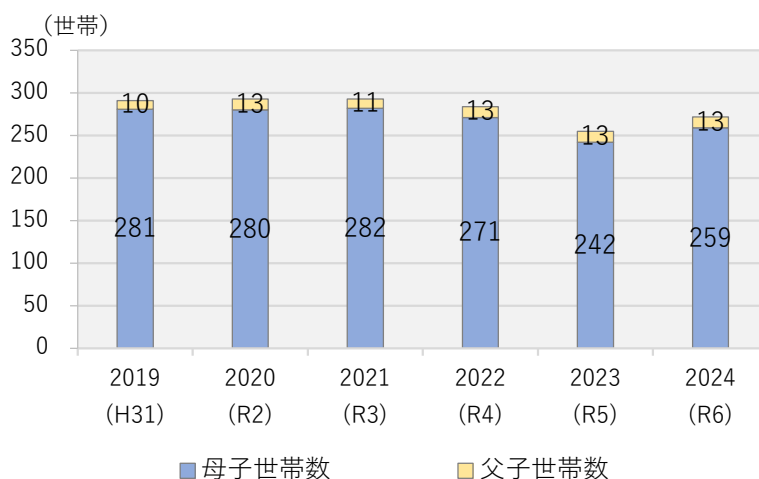
施策の目的

- 子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境整備を進めます。

現況と課題

- ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、子育てをはじめ生活、就業、経済面などにおいて総合的な支援を行うことが必要です。
- 児童虐待に対して、本市では「こども家庭センター」を設置し、児童相談所をはじめ関係機関と連携し、虐待対応を行っています。早期発見・早期対応のため、保健センターや保育園、幼稚園、認定こども園、学校などと連携し、相談対応の充実を図り、地域における子育て支援のネットワーク化を進める必要があります。また、関係機関とのネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進める必要があります。
- 全てのこどもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。こうしたことから、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体で障がい児やその家族を温かく見守る環境を整備していくことが必要です。
- 2023(令和5)年4月に「こども家庭庁」が設置されました。また、12月には「こども大綱」「こども未来戦略」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けた方針が示されました。
- 2024(令和6)年4月の改正児童福祉法の施行により、こどもを取り巻く課題や個別のニーズにきめ細やかに対応した居場所を整備し必要な支援を行うことで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う「児童育成支援拠点事業」が新設され、市町村に効果的な事業実施が求められています。

児童扶養手当の受給資格世帯数（各年3月末時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 児童・青少年の育成環境の充実

- ひとり親家庭など、配慮を要する家庭に対する経済的支援や就労支援、学習支援を行います。
- 児童虐待防止対策として、相談体制を強化し、早期発見・早期対応に努めます。
- 3障がい（知的障がい、精神障がい、身体障がい）に対応できる体制を児童発達支援センターに整備し、サービスの充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とするこどもを保育園などで受け入れる体制を整備します。
- 障がい児の保護者への支援として、ペアレントトレーニングなどを実施します。
- 児童育成支援拠点の整備により、養育環境等に課題を抱える児童に対し、生活習慣の形成や学習支援、進路相談、食事の提供などを行うとともに、保護者への情報提供、相談支援を行うことで、虐待を防止し、児童の健全な育成を図ります。



▲子どもの発達支援
ガイドブックを発行



▲放課後等デイサービス
による児童発達支援



▲児童育成クラブの様子

関連する個別計画など

- 第3期常滑市子ども・子育て支援事業計画
- 第5次常滑市障がい者基本計画
- 第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画

施策2-1

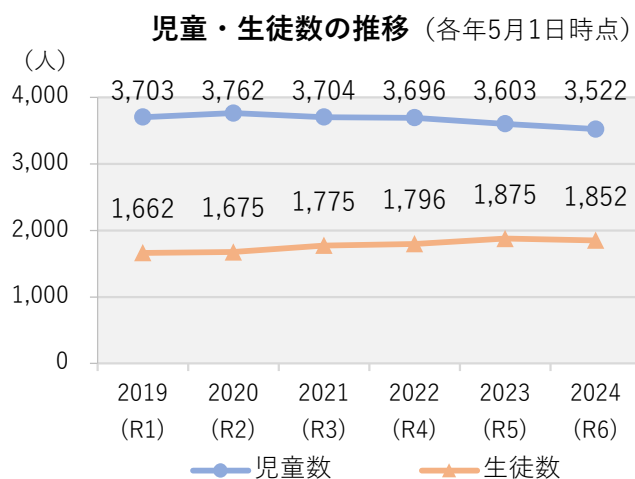
学校教育

施策の目的

- 安心して教育が受けられる環境づくりや次代を担う人材育成に努めます。
- 創造性や豊かな心を育む学びの機会を確保します。

現況と課題

- 「常滑市教育大綱」における「ふるさと常滑を愛し、よりよい社会と人生の創り手を育む」を基本理念に、個々のニーズに寄り添う教育支援体制を目指し、各学校が創意工夫し、また地域の特性に応じた学校づくりや教育活動に取り組んでいます。
- いじめ・不登校問題、問題行動、虐待など、児童生徒を取り巻く環境は厳しいものとなっており、教育支援センター、校内サポートルームの設置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援体制の確立に努めています。年々支援件数や相談件数が増加していることから、未然防止と早期発見・早期対応に向け、支援体制の拡充を図る必要があります。
- 特別な支援を要する児童生徒に配慮した校舎が求められ、改修や教室整備が状況により必要となります。
- 国が進める「GIGAスクール構想」の実現に向け、児童生徒1人1台のタブレット端末の配備と高速大容量の通信ネットワークの一体的整備や、ICT支援員による教職員のICT活用の支援を行っています。今後はICTによる教育の進展に伴い、デジタル教科書の本格導入や活用、教職員のICTスキルの向上や意識改革、各種授業における活用方法の検討などが必要となっていきます。また、ネットモラル教育といった付随する課題に取り組む必要があります。
- 全校でコミュニティ・スクールを導入し、学校と地域の連携・協働体制を確立することで、地域の特性に応じた特色ある学校づくりや課題解決に向けた取組を進めています。



取組の方針

(1) 個々のニーズに応じた教育支援体制の拡充

- 多様な特性や背景を持った一人ひとりの子どもに配慮し、特別支援教育や外国人児童・生徒への教育支援、少人数学級の設置など、それぞれの学びの機会の確保に努めます。
- 児童生徒などの様々な課題を早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた支援を的確に行うため、教育相談体制の充実を目指します。

(2) 教育環境の充実

- 外国人講師の配置などにより、国際理解教育や多文化共生教育を推進します。
- 子どもの夢を育む教育として、空港など地域の特色を生かした職場体験などの体験学習や郷土の賢人の功績を称える学習、平和を大切にする心を育てることを学ぶ平和学習を実施します。
- 児童生徒数の変化や教室不足の状況把握に努めるとともに、35人学級への適切な対応を進めます。
- 学校給食を通じた食育を推進します。
- 新給食センターの開業により、最新の衛生管理基準や食物アレルギーへの対応を推進します。

(3) ICTを活用した教育の推進

- 様々な情報をもとに、主体的に問題を発見・解決することができるようICT機器の充実を図るとともに、学習・生活の中でICTを手段として活用する力や情報モラルの向上を図ります。
- ICTの活用により、家庭学習への支援や不登校の子どもへの対応、大規模災害時における緊急対応など、教育体制の充実を図ります。

(4) 地域との連携の強化

- 全小中学校へ導入したコミュニティ・スクールをさらに進めるなど、保護者や地域と連携し、地域や学校の特性を生かした特色ある学校づくりを進めます。
- 生徒数減少に伴う部活動メニューの縮小、児童生徒のニーズ多様化に加え、教員の負担軽減が求められている中、国の方針に基づき、部活動の地域移行を進めます。



▲ALT（外国語指導助手）による授業の様子



▲タブレット端末を活用した授業の様子

関連する個別計画など

- 常滑市教育大綱

施策2-2

生涯学習・スポーツ

施策の目的

- 市民のニーズに対応した生涯学習の推進やスポーツ振興に努め、充実を図ります。

現況と課題

- 人生100年時代を迎え、自分らしく豊かに生きるための生涯学習の重要性が高まっており、国においては、リカレント教育（学び直し）の拡充を図っています。
- 本市では、生涯学習施設において市民ニーズの多様化や各年齢層に応じた生涯学習活動・事業を展開しています。また、スポーツ関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会を開催し、スポーツやレクリエーションの振興に努めています。
- 生涯学習・スポーツにおける各種事業への参加者増加を目指すため、市民ニーズの的確な把握や市民への効果的な情報提供などを検討・実施するとともに、講師や指導者などの育成・確保に努める必要があります。
- 市の社会教育施設においては、積極的に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図っています。今後も効率的・効果的な運用を進める必要があります。
- 図書館本館の施設の老朽化に伴い本館を閉館し、図書館機能の分散移転を実施しました。「こども図書室」を含め当面はこの体制を維持しつつ、電子書籍やオンライン学習など、ICTを活用した生涯学習環境の多様化が進む中で、今後の生涯学習施設・文化施設のあり方についての調査・検討を進めています。各施設の老朽化や利用状況も踏まえながら、図書館をはじめとした生涯学習施設・文化施設の方向性を早期に定める必要があります。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 生涯学習機会の充実

- 指定管理者制度の活用や市民との協働などにより、生涯学習施設における生涯学習活動・事業を実施します。
- 市民が生涯学習活動の第一歩を踏み出せるよう、学習ニーズの把握に努めます。
- ニーズに合わせた講座の開催により、市民の学習機会の充実を図ります。
- 図書館事業の充実を図り、市民の知的好奇心を満たせる環境を整えます。また、生涯学習施設・文化施設のあり方の検討を進めます。
- 地域クラブ活動を推進し、中学生のスポーツ活動・文化芸術活動における多様な活動機会の確保に努めます。

(2) スポーツ活動の促進

- 誰でも気軽にスポーツに取り組めるよう、関係団体と連携し、スポーツ大会や各種レクリエーションの充実を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの育成により、「いつでも、だれでも、どこでも」スポーツを楽しむ機会の提供を図ります。
- スポーツ習慣の定着を図るため、指導者の育成や活動場所の確保に努めます。



▲生涯学習講座の様子



▲総合型地域スポーツクラブの活動の様子

関連する個別計画など

- 常滑市教育大綱

施策2-3

文化芸術

施策の目的

- 市民がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現や伝統的地域文化の保存・伝承に努めます。

現況と課題

- 本市では、各種文化事業を開催したり、文化芸術団体の活動を支援するとともに文化の普及振興に努めています。市内で活動する文化団体については、構成員の高齢化や新規加入者の減少などの問題があります。幅広い世代が興味を持ち、活動に参加できるよう、効果的な情報発信や機会の創出など、工夫を凝らす必要があります。
- 伝統文化・文化財の保存・継承、普及を図る中、趣味や娯楽の多様化、生活様式の変化、地域の絆の希薄化など、地域の伝統文化活動を取り巻く環境の急激な変化によって、後継者育成や人材の確保が困難となっています。
- 国の重要有形民俗文化財に指定されている「登窯」について、保存・活用のあり方について検討する必要があります。



▲国宝「紙本墨画淡彩慧可断臂図」
(大野町齊年寺所有)



▲登窯（陶榮窯）（国指定重要有形民俗文化財）

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 文化芸術活動の促進

- 市文化協会など関係団体と協力し、発表会や展示会、世代間交流による文化活動を促進します。
- 地域で長年親しまれている民俗芸能や貴重な文化財を保存し、次世代へ継承するための支援に努めます。
- 文化財保護法などに基づき、従来の指定文化財を保存するとともに、より広範な文化財の保存・活用の方策を検討します。
- 国の重要有形民俗文化財「登窯」の保存・活用に向け、調査・検討を進めます。



▲文化財防火訓練の様子



▲文化活動の様子（ふるさとの歌・踊り講習会）

関連する個別計画など

- 常滑市教育大綱

施策3-1

健康づくり

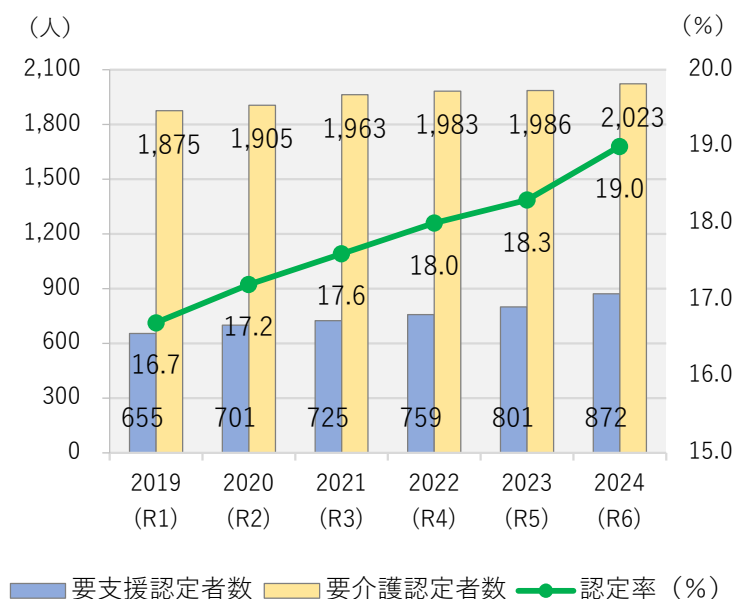
施策の目的

- 地域との協働により健康づくり事業を推進し、市民が健やかに生き生きと生活ができるよう、健康づくりを支援します。

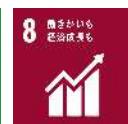
現況と課題

- 少子高齢化・人口減少が進む中、平均寿命は延伸しています。本市では、今後も高齢化が進み、高齢化に伴う医療費の増加や要介護認定者の増加が予想されます。
- 健康教育や健康測定などの実施や健診・がん検診の受診しやすい体制整備に努めるとともに、健康への関心を持ってもらうための取組を進めています。がん検診の受診者数がやや減少傾向にあることから、健康に関心ない人や受診率の低い若い世代に対する健康維持・増進への働きかけが必要です。
- 地域における高齢者の通いの場を活用した健康教育や健康相談を実施し、必要に応じてサービスや医療機関などにつなげることにより、健康づくりと介護予防を一体的に推進しています。今後も地域の課題に応じた効果的な保健事業と介護予防事業の展開や、介護予防ボランティア活動者の育成・支援を図る必要があります。

要支援・要介護認定者数と認定率の推移（各年9月末時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 健康づくり事業の推進

- 健康相談や健康教室、保健指導を実施し、生活習慣病の予防や重症化予防を進めます。
- 各世代に合わせた望ましい生活習慣や受動喫煙防止対策の推進などの健康情報を発信し、健康づくりの啓発に努めます。
- 関係部署・機関との連携を進め、相談支援の充実を図ります。
- オーラルフレイル・フレイル対策として、健診や教室などによる健康教育や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施し予防を支援します。

(2) 健康診査・がん検診の推進

- 健診やがん検診などの受診率（受診者数）の向上を図ります。また、骨粗しょう症検診の受診体制の整備を図ります。

(3) 医療・福祉の連携などによる健康を支える地域づくり

- 医療機関と連携し、予防接種や各種健診などを実施します。
- 定期予防接種の接種率を高めるとともに、任意予防接種の助成を実施します。
- 自立や生活支援のための介護事業所によるサービスに加え、NPO、事業者、ボランティアなど地域の多様な主体の活用を検討します。
- 要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者を対象にした通いの場の充実により、介護予防に資する地域づくりを推進します。
- 地域ボランティアの養成やボランティアのスキルアップを目的とした取組を推進し、高齢者の活躍の場の拡大に取り組みます。



▲出張！健康測定の様子



▲高齢者サロンでの活動の様子

関連する個別計画など

- 第3期健康日本21とこなめ計画（健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画）
- 第3期常滑市国民健康保険データヘルス計画・第四期常滑市特定健康診査等実施計画
- 常滑市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

施策3-2

医療体制づくり

施策の目的

- 半田市立半田病院と経営統合し「地方独立行政法人知多半島総合医療機構」を新たに設立することにより、持続可能な病院運営を図るとともに安定的な医療を確保し、医療提供体制を強化します。
- 医療機関相互の連携を図り、市民が住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制づくりを推進します。

現況と課題

- 少子高齢化や医療の高度化・専門化、保健・医療・福祉に対する市民のニーズが多様化する中で、地域で安心して生活できるようにするため、より質の高い医療機能などの体制整備や充実が求められています。
- 日頃からかかりつけ医などに健康や病気について相談し、病気の早期発見や重症化を予防できる環境づくりが必要です。
- 在宅医療連携システムを活用し、高齢者等の在宅療養に必要な情報を共有することにより、地域における在宅医療や介護の連携を推進しています。より多くの市内関係機関が在宅医療連携システムを活用できるよう情報発信の方法を工夫する必要があります。
- 市民病院は、2015(平成27)年に飛香台に新築移転した後、急性期から回復期に至るまで患者の症状に合わせたきめ細やかな医療サービスを提供しています。また、2018(平成30)年に訪問看護ステーション「きずな」や患者サポートセンターを開設し、需要が見込まれる在宅医療の分野にも力を入れるとともに、地域の医療・介護施設との連携を強化しています。
- 特定感染症指定医療機関（全国4箇所）の1つとして、新型コロナウイルス感染症流行時にも率先して対応するなど、平時から新興・再興感染症に対応できる体制を確保しています。
- 2022（令和4）年6月には、全国的に需要が高まっている不妊治療機能拡充のため「婦人科ウィメンズセンター」を建設・オープンし、同年4月から公的医療保険の適用対象となったことも受けて、知多半島医療圏内外の患者に広く利用されています。
- 2022（令和4）年4月には両市が共同で「統合準備室」を設置し、地方独立行政法人の設立準備や診療機能分担の検討を進めるとともに、合同研修や職員派遣などの交流を通じて、円滑な経営統合に向けた職員の意識醸成に努めています。
- 新法人が提供する医療サービスや運営体制について両市で協議を重ね、2023（令和5）年12月に「地方独立行政法人知多半島総合医療機構中期目標」を策定しました。
- 市民病院では、医師不足による夜間救急外来休止や、整形外科・脳神経外科の常勤医師不在などの影響により診療機能を一部制限しており、こうした課題を解消するために経営統合の中で地域のニーズに応える医療提供体制を構築する必要があります。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 地域医療体制の充実

- 地域包括ケアシステムの強化を目指し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の重要性の周知を進めます。
- 医療機関それぞれの役割分担のもと連携を密にし、地域医療体制を充実します。
- ICTを活用し、高齢者の在宅療養に必要な情報を共有することにより、地域における在宅医療と介護の連携を推進します。

(2) 救急医療体制の充実

- 第1次救急医療（在宅当番医制）、第2次救急医療（病院群輪番制）について地域医療機関と連携し、体制を確保します。

(3) 災害時医療体制の強化

- 大規模災害時には、知多半島総合医療センターが重症者の救命や知多半島SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の機能を担うため、医療救護などについて、りんくう病院や市医師団と連携を図り、災害時の医療体制確保に努めます。

(4) 持続可能な医療提供体制の強化

- 半田市と協力して、2025（令和7）年4月に「地方独立行政法人 知多半島総合医療機構」を設立し、半田市立半田病院と常滑市民病院の経営統合を行います。
- 法人が運営する知多半島総合医療センターと知多半島りんくう病院を中核として、その他の地域医療機関とも連携を図り、救急医療をはじめとする地域の医療提供体制を確保します。
- 設立団体として、機構に期待する公共的役割を中期目標等により指示します。
- 「地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会」を設置し、厳格かつ客観的な実績評価を行います。また、中期目標及び中期計画について委員から意見を聴取します。
- 法人の安定的な病院運営のため、運営費補助金などを支出して経営を支援します。
- 市と法人との協議・調整の場として、運営協議会を設置し、法人運営に係る課題の共有や地域医療における法人の役割の共通理解を深めます。



関連する個別計画など

- 地方独立行政法人知多半島総合医療機構第1期中期目標
- 地方独立行政法人知多半島総合医療機構第1期中期計画
- 常滑市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- 第3期健康日本21とこなめ計画（健康増進計画、自殺対策計画）

施策3-3

高齢者福祉

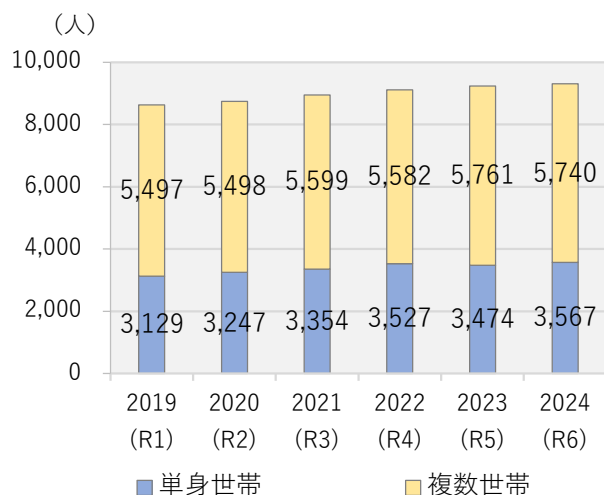
施策の目的

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように努めます。

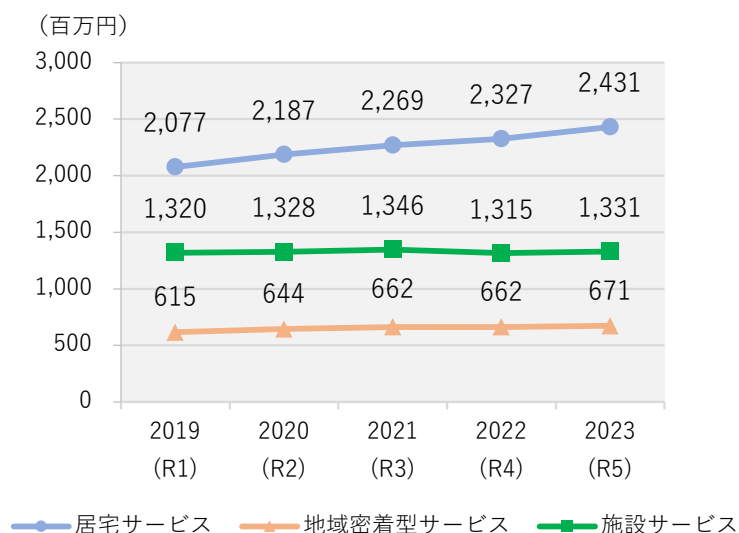
現況と課題

- 本市の高齢者の人口は、年々増加しています。また、高齢化に伴いひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していることから、自立した生活を支援していく体制の構築や、医療と介護サービスの一体的な提供の必要性がますます高まっています。
- 高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族に対応し、保健・医療・福祉・介護サービスなどと連携している高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）は、高齢者人口の増加や多様なニーズへの対応のため、今後もきめ細かい対応ができるよう体制・機能の強化が必要となります。
- 高齢者の社会参加並びに生きがいにづくりに寄与する団体が円滑に活動できるよう、地域で活躍できる場の機会を提供し、支援していく必要があります。
- 今後も認知症高齢者が増加していくと推測される中、地域で認知症の人と家族を支えていく必要があります。高齢者と認知症の人の在宅生活支援を行い、地域における医療と介護の関係の連携強化を推進するとともに、顔の見える関係づくりを行う必要があります。
- 高齢者向けサービス施設の整備など、高齢者が住み慣れた地域で継続して日常生活を営むための取組が必要となっています。

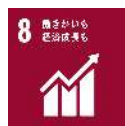
高齢者世帯人口の推移（各年4月1日時点）



介護サービス別給付費の推移（各年度）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）の体制・機能強化

- 高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族の相談に対応し、ニーズに応じて保健・医療・福祉・介護サービスなどを適切にコーディネートできるよう、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）において、相談支援体制の強化に取り組みます。

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

- 生活支援コーディネーターによる地域活動支援や安心生活検討会の開催、地域ケア会議などを活用して地域課題への対応に取り組みます。

(3) 高齢者の社会参加や生きがいの促進

- シルバー人材センターや老人クラブへの支援のほか、社会福祉協議会と連携したスマイルポイント事業などにより、高齢者の就労や生きがい、担い手の創出につながるよう働きかけるとともに、フレイル予防の考えを取り入れ、介護予防を図ります。

(4) 高齢者と認知症の人の在宅生活支援

- 認知症の症状に応じ、適切な医療や介護などの支援を提供していくとともに、認知症サポーター養成講座などの開催により、地域で認知症の人と家族を支えていくまちづくりを推進します。

(5) 地域密着型サービス施設の整備

- 高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、民間参入による地域密着型の高齢者向けサービス施設の整備を検討します。

認知症サポーター養成講座の様子▼



関連する個別計画など

- 常滑市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- 第5次常滑市障がい者基本計画
- 第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画
- 第3期健康日本21とこなめ計画（健康増進計画、自殺対策計画）

施策3-4

障がい者福祉

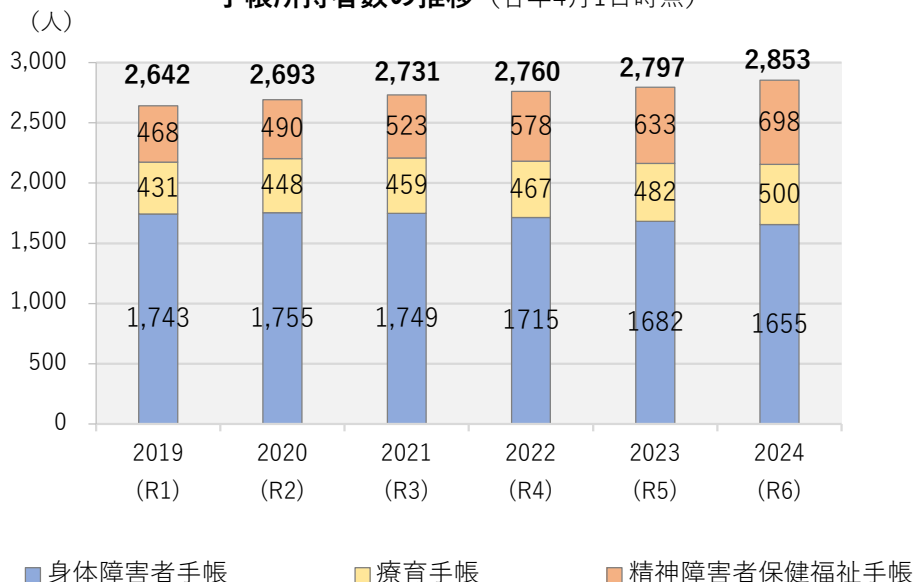
施策の目的

- 障がいのある人の地域での生活の場・就労の場の確保を進め、自立の支援に努めます。

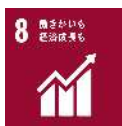
現況と課題

- 「第5次常滑市障がい者基本計画」における「誰もが 共に生き 支え合い安心して暮らせるまち 常滑」の考え方にに基づき、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- 障害福祉サービスの利用者が年々増加しており、地域での暮らしを支える各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを推進していく必要があります。
- 障がいのある人の中には、「働きたいけど働けない」という就労意欲のある未就労者が多く、適正と能力に応じた福祉的就労や一般就労の機会の確保が必要です。
- 障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、総合的なこころの健康づくりを進めることが必要です。
- 障がいのある人が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組として「農福連携」を進めていくため、福祉分野と農業分野での協業体制を図っていく必要があります。

手帳所持者数の推移（各年4月1日時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 障がいのある人への生活・就労支援の充実

- 障がいのある人の生活や就労の支援を通して、経済的自立を支援します。
- 多様化する相談に対応するため相談支援事業の充実を図り、障がいのある人の暮らしや就労、福祉サービスの利用方法、余暇活動への参加などを支援します。
- 「常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例」に基づき、初心者の方市民向け手話講座、出前講座の手話講座を開催することで聴覚に障がいのある人や手話に対する理解を推進します。
- 災害時の避難支援などを円滑に行うため、支援者や各分野の関係機関との連携強化に努め、避難行動要支援者制度の充実を図ります。

(2) 障がいのある人が自立して生活する場の確保

- 障がいのある人が身近な地域で自立して暮らせるよう、訪問・居宅サービス体制の確保・充実を図ります。

(3) 農福連携の支援

- 農地利用の調整や国などの支援制度の案内など、事業実施を希望する福祉事業者と農業者への支援を行います。



▲障害福祉サービス事業所での就労支援



▲手話奉仕員養成講座の様子

関連する個別計画など

- 常滑市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- 第5次常滑市障がい者基本計画
- 第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画

施策3-5

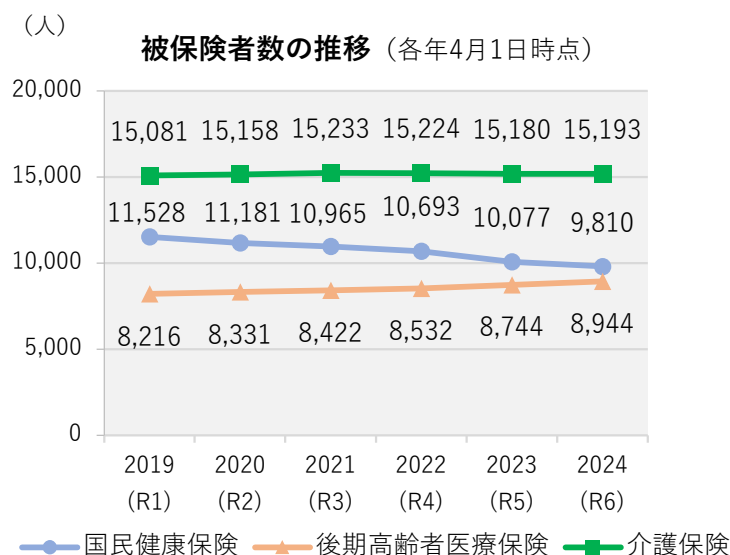
社会保障・保険制度

施策の目的

- 誰もが安心して生活できるよう、医療や年金などの社会保障制度事業の適正な運営に努めます。

現況と課題

- 高齢化の進行や高度な医療の普及などに伴い、一人当たりの医療費が年々増加している中、2018(平成30)年度からは愛知県が財政運営の責任主体となり、県下市町村とともに国民健康保険を運営しています。特定健診・特定保健指導事業を通して、国民健康保険加入者の健康の保持増進や国民健康保険事業の健全運営に努めていますが、特定健診などのさらなる受診率の向上を図る必要があります。
- 高齢化の進展により今後も被保険者数の増加が見込まれる中、後期高齢者医療制度では、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し適切な運用を図っています。2024年(令和6)年12月に健康保険証が廃止されたことを受け、マイナンバーカードの保険証利用登録の促進に向けた制度周知が必要です。
- 介護保険事業について、「常滑市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を踏まえ、高齢者の福祉の増進を図るとともに介護保険事業の円滑な実施と介護保険制度の適正な運営に努めています。
- 国民年金制度について、半田年金事務所と連携し、制度の周知や理解促進に努めており、さらなる周知を図っていく必要があります。
- 生活保護受給者は近年増加傾向にあり、生活保護に至る前の生活困窮者や生活保護受給世帯に対し、それぞれの状況や課題に応じて生活の安定と自立に向けた支援を充実させていく必要があります。



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 国民健康保険事業の安定的な運営

- 国民健康保険事業が安定的に運用できるよう、共同保険者である愛知県と連携し、安定した制度運営を推進します。
- 特定健診・特定保健指導事業を効果的に実施し、国民健康保険加入者の健康増進を図ることに
より、医療費適正化を推進します。

(2) 後期高齢者医療制度の安定的な運営

- 後期高齢者医療制度が安定的に運営できるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安
定した制度運営を推進します。

(3) 介護保険事業の円滑な実施と介護保険制度の適正な運営

- 介護保険事業を円滑に運営するため、制度の周知や介護給付の適正化に取り組めます。
- 介護従事者の資質向上や定着に向け、定期的な研修会の開催や情報共有の場の提供、関係機関
と連携した人材確保の取組などを推進します。

(4) 国民年金制度の啓発・周知

- 国民年金制度について、半田年金事務所と連携し、適切に受給できるよう、制度の周知と啓発
に努めます。また、窓口相談体制の充実を図ります。

(5) 生活困窮者などへの適切な支援

- 一人ひとりの状況に応じ、窓口相談や訪問支援を行い、生活保護に至る前の段階から早期、包
括的に支援します。
- 生活保護を必要としている人たちが抱えている問題に対し、それぞれのケースの実情に応じた
適切な問題解決に取り組めます。

関連する個別計画など

- 第3期健康日本21とこなめ計画（健康増進計画、自殺対策計画）
- 第3期常滑市国民健康保険データヘルス計画・第四期常滑市特定健康診査等実施計画
- 常滑市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

施策4 - 1

防災・減災

施策の目的

- 大規模地震や津波、風水害などの自然災害に対し、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図るために、自助・共助・公助による防災体制の強化、防災意識の高揚、防災関連施設の整備により防災力を総合的に高めます。
- 道路の点検・調査の実施、海岸保全施設の維持・保全や民間住宅などの耐震化への支援により、災害に強い都市基盤づくりに努めます。

現況と課題

- 2011(平成23)年に発生した東日本大震災以降も、熊本地震、北海道胆振東部地震、能登半島地震などの大規模な地震が頻発しており、本市に甚大な被害をもたらす南海トラフ地震は、いつ発生してもおかしくないとされています。また、台風の大型化やゲリラ豪雨の増加など、水害のリスクも高まる中、防災訓練などを通じてこれまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」「公助」の理念や多様な視点を踏まえた防災対策に取り組むことが求められています。
- 各地区や小中学校での防災に関する講話の実施や、ハザードマップによる啓発活動、防災行政無線による災害時の情報伝達の確保、津波避難ビルの指定や災害協定の締結、備蓄資材の整備など、有事の際に迅速な対応ができるように日頃から備えに努めています。自然災害などから市民の安全を確保するために、市公式防災アプリ「とこなめ防災」などにより、迅速かつ確かな情報伝達に努めるとともに、各関係団体や各地域と連携を図り、要支援者の避難確保計画の策定や自助・共助の活動ができる体制づくりに努める必要があります。
- 多種多様な災害や健康危機管理などに対応できるように災害対応マニュアルや災害時業務継続計画(BCP)、新型インフルエンザ等感染症対策業務継続計画などの見直しを随時行っていく必要があります。
- 道路、橋りょう、河川、海岸、樋門、水道、下水道などの都市基盤は、安全な市民生活の確保に重要な役割を果たしています。台風・集中豪雨や地震などが発生した際に都市機能を維持するため、都市基盤の改修・耐震化、浸水防除について効率的に実施する必要があります。また、防災重点農業用ため池においても耐震化・豪雨対策を進める必要があります。
- 市では、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断と併せて耐震補強工事への補助を実施しています。また、2021(令和3)年度からは、耐震性のない木造住宅への除却費補助を導入しました。今後はさらなる活用促進のため、制度の周知を図る必要があります。
- 近年、建物所有者の相続などに起因した空家が増加しており、問題となっています。適切な管理が行われない空家は、防災、防犯、環境、景観の阻害要因となるなど様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、2017(平成29)年度に「常滑市空家等対策計画」を策定し、管理不全な建築物などに対する特定空家等の指定や所有者の早期特定、固定資産税の軽減措置の解除などを行い、除却を促進しています。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 災害対応の体制づくり

- 総合防災訓練や地区防災訓練、小中学校での防災教育や地域での防災講話を通じて、自分の命は自分で守る「自助」、地域で協力し助け合う「共助」の理解を深め、防災意識を高めます。
- 地域の防災力向上のため、活動の中心となる自主防災会や多様な視点を持った防災リーダーの育成・支援などを進めます。
- 市民などに災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災アプリ「とこなめ防災」、登録制メール、ケーブルテレビ、市公式SNS、防災カメラなどの各種媒体の活用を推進します。
- 広域防災体制を確保するため、防災関係機関、他自治体などとの連携強化を進めます。
- 燃料、電力及び通信を確保するため、関連企業との災害協定に基づく連携強化に努めます。
- 迅速かつ的確に応急業務を遂行するため、災害情報の一元的な管理・運用に努めます。
- 避難所などにおける防災備蓄品（食料、資機材など）の適切な保管や物流管理に努めます。
- 災害の多様化や被災者ニーズに対応するため、各種計画やマニュアルの見直しを随時行います。
- 高齢者や乳幼児、障がいのある人や外国人など要配慮者の支援のため、地域全体で支える体制づくりを推進します。

(2) 災害に強い都市基盤づくり

- 大規模地震発生後に備え、インフラやライフラインの耐震化など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 自然災害などにおける被害を最小限にするため、樋門や防潮堤などの海岸保全施設の維持・保全に努めるとともに、国や県と連携し、海岸・河川や急傾斜地崩壊危険区域の整備を推進します。また、防災重点農業用ため池の耐震化・豪雨対策を推進します。
- 災害時給水拠点確保のため、水道管路の耐震化と応急給水栓の設置を進めます。
- 台風・集中豪雨などによる浸水被害を防ぐため、雨水管路施設の整備を推進します。
- 地震の揺れによる建造物の倒壊から人的被害を防ぐため、木造住宅の無料耐震診断や耐震化支援のほか、ブロック塀や危険空家をはじめとした危険箇所の撤去、空家の利活用を進めるとともに、機会を捉えて制度の周知を図ります。
- 大規模盛土造成地として抽出された宅地について、継続的な経過観察を行い、大地震時の被害軽減に努めます。

関連する個別計画など

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ● 常滑市地域防災計画・水防計画 | ● 常滑市公共下水道事業 事業計画（変更）申出書 |
| ● 常滑市地域強靱化計画 | ● 水道事業認可（第4期拡張変更） |
| ● 常滑市業務継続計画（BCP） | ● 常滑市水道事業ビジョン2030（経営戦略） |
| 【南海トラフ地震想定】 | ● 常滑市建築物耐震改修促進計画 |
| ● 海岸長寿命化計画 | ● 常滑市空家等対策計画 |

施策4－2

消防・救急

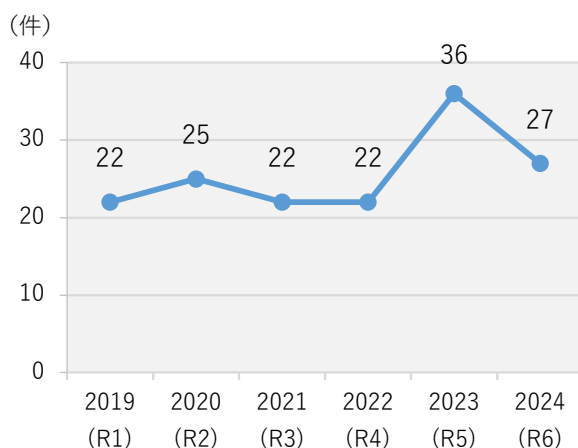
施策の目的

- 緊急時や災害発生時において迅速に対応できるよう、消防・救急の体制強化を図ります。

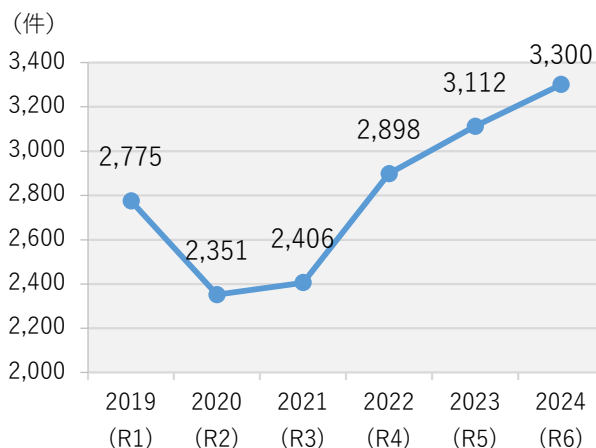
現況と課題

- 近年、全国で台風や集中豪雨などに伴う水害や大規模地震などの自然災害が発生しており、災害の多様化や大規模化に備え、的確な対応が求められています。また、高齢化の進行により、年々救急出動件数が増えており、引き続き需要の増加が予想されます。今後も、迅速かつ的確に対応できるよう、消防・救急体制を充実する必要があります。
- 消防団員については、各種訓練、講習会などの人材育成や加入促進事業に努めていますが、地域コミュニティの希薄化により地域防災力の向上を担う消防団員の確保が困難になっています。
- 2010(平成22)年に発足した災害支援隊については、消防本部退職者、消防団退団者や潜在看護師に加入を呼びかけ体制の強化を図っていますが、活動の活性化につながる効果的な育成・支援体制の確立が課題となっています。
- 空港の立地に伴い、消防・救急業務が高度化・複雑化していることから、様々な事案に対応できるよう、中部国際空港株式会社や関連団体、民間企業との連携を強化する必要があります。
- 救急救命士の確保や整備の拡充による体制強化が必要です。

火災発生件数（各年）



救急出動件数（各年）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 消防体制の充実

- 老朽化した消防車両・資機材の更新や整備などにより、消防設備の充実に努めます。
- 消防団員の定数を確保するため、継続的な加入促進事業を進めます。また、災害支援隊の育成・支援に努めます。

(2) 救急体制の充実

- 様々な事案に対応できるよう、救急救命士の養成による体制強化に取り組みます。
- 心肺蘇生法やAEDの取扱いなど、市民の救急救命に関する知識・技術の習得とあわせ、救急車の適正利用についての理解を図ります。
- 救急車両の計画的な更新を進め、充実した救急体制を確保します。

(3) 様々な事案に対応できる体制の確保

- 国際空港が立地する自治体として、中部国際空港株式会社や関係機関と連携した消火救難・救急医療活動総合訓練などの実施により、航空機事故に対応できる体制を確保します。

(4) 火災予防の推進

- 住宅用火災警報器の設置を促し、市民の火災予防知識を深める啓発活動に取り組みます。
- 火災被害を軽減し利用者の安全を確保するため、防火対象物の立入検査を強化し、不備事項の早期是正を図ります。



▲消防本部



▲中部国際空港消防救難・
救急医療活動総合訓練の様子

関連する個別計画など

- 常滑市地域防災計画・水防計画
- 常滑市国土強靱化地域計画
- 常滑市業務継続計画（BCP）【南海トラフ地震想定】

施策4-3

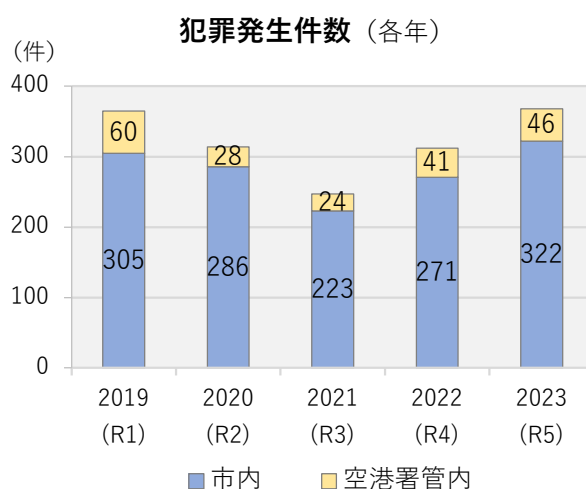
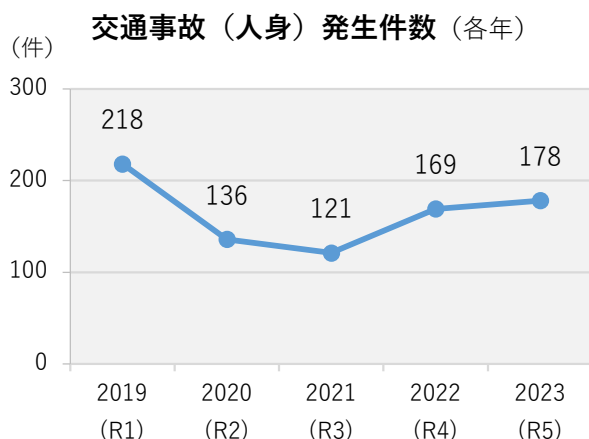
交通安全・防犯

施策の目的

- 市民を交通事故から守るため、交通安全に取り組むとともに、地域防犯体制の強化や消費生活に係る相談体制の充実を図ります。

現況と課題

- 中部国際空港がある空港島、りんくう地区、常滑駅周辺から飛香台地区までの都市機能集積地区を中心に開発が進むことで、交通・生活環境が大きく変化しています。交通事故の発生件数は、2016（平成28）年度を境に減少傾向にありましたが、2022（令和4）年度から増加傾向となっており、死亡事故などの重大事故が発生するなど予断を許さない状況にあります。
- 子供や高齢者を交通事故から守るため、学校や保育園、市老人クラブ、子どもを守る会などの関係団体と連携し、通学路の安全対策や交通安全教育に取り組んでいます。交通弱者を交通事故から守るため、今後も地域との連携を密にし、引き続き交通安全を中心とした安全意識の向上に努める必要があります。
- 毎年、各小中学校や警察署、道路管理者などと連携して通学路安全推進会議を開催し、通学路における危険箇所を把握するとともに、それぞれ安全対策を講じるための協議を行っています。要望が多い交通安全施設の整備については、特に通学路を中心に、改善が必要な箇所について優先順位を決めて対応していく必要があります。
- 安全で住みよい地域社会を実現するため、区長・町内長などで組織された市防犯協会が中心となり、青色パトロールなどの防犯活動や広報啓発活動を行っています。なお、若者世代に対しての広報啓発活動を推進するため、SNSなどを活用した発信をしていく必要があります。
- 消費者のトラブルは複雑・多様化し、相談件数は増加傾向にあり、週4日の消費生活相談センターを開設しています。また、中学生や高齢者などに向け、消費生活講座を開催しています。今後は、成人年齢の引き下げによる若者への周知・啓発や、消費生活相談員の人材確保が急務となっています。



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 地域交通安全の環境づくり

- 交通安全教室を開催し、幼児から高齢者まで交通安全知識や意識の高揚を図ります。
- 交通指導員設置事業により、園児・児童・生徒の交通安全意識の高揚を図ります。
- 保護者などで構成される通学路推進安全会議において通学路の点検を行い、危険箇所の改善を行うことで交通事故の防止に努めます。
- 警察や地域と連携し、照明灯やカーブミラー、路面標示などの交通安全施設の整備を進め、交通事故の防止に努めます。

(2) 地域防犯の環境づくり

- 防犯ボランティアや自主防犯組織の育成・支援など、地域防犯体制の整備を促進します。
- 防犯灯や防犯カメラの設置を推進し、夜間の安全対策・防犯対策を進めます。
- SNSなどを活用した情報発信により、若者世代の防犯意識の醸成を図ります。

(3) 安全な消費生活の推進

- 消費生活センターを設置し、相談体制の充実を図ります。
- 消費生活啓発事業の実施により、若者や高齢者への啓発を図り、消費生活トラブルの未然防止に取り組みます。また、SNSなどの活用により、消費者庁や愛知県などからの情報提供に努めます。



▲通学路の安全対策



▲設置した防犯カメラ

関連する個別計画など

- 常滑市交通安全アクションプラン

施策4-4

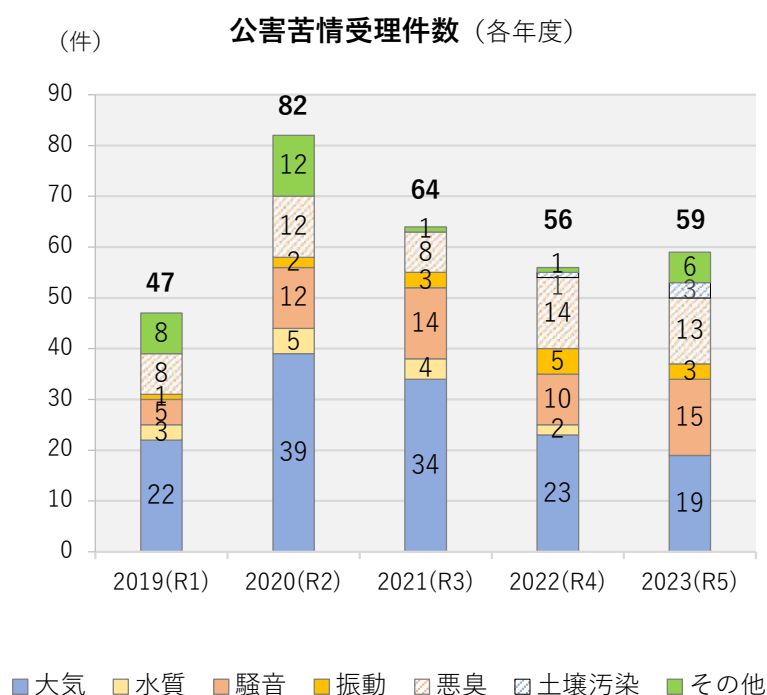
環境保全

施策の目的

- 再生可能エネルギーの普及・啓発や環境監視による環境保全に努めます。
- カーボンニュートラルの実現に向けた取組を着実に推進します。

現況と課題

- 公害について、事業者などによる基準の順守が図られるよう、定期的なパトロールや大気・水質・騒音の調査を行うなど、引き続き対策を進めていく必要があります。
- 本市には海岸線や丘陵地があり、豊かな自然環境の保全に努める必要があります。
- 近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に関する意識も急速に高まりつつあります。2015(平成27)年に合意されたパリ協定に基づき、国においても2030(令和12)年に向けた温室効果ガスの削減に向けた取組が進められています。
- 2021(令和3)年に、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「とこなめゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2022(令和4)年度に「常滑市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。また、中部国際空港株式会社と「ゼロカーボンの実現に向けた連携・協力に関する協定」を締結しました。
- 地球温暖化を抑制すべくカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進していく必要があります。



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 公害対策の推進

- 大気、水質、土壌、騒音、振動などに対する環境監視の実施により、市民の良好な生活の維持に努めます。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音などの環境調査を実施するほか、市民に対する情報発信に取り組みます。

(2) 地球温暖化対策の推進

- 市民・事業者・行政が一体となり、太陽光などの再生可能エネルギーの普及を促進するほか、省エネの推進や生活スタイルの見直しを図るなど、温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- 中部国際空港株式会社をはじめ、市内事業者などと連携し、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進をはじめとした取組を着実に推進します。



▲太陽光発電施設
(市体育館)



▲中部国際空港(株)とゼロカーボンの実現に向けた連携・協力に関する協定締結の様子

関連する個別計画など

- 常滑市ごみ減量化推進計画2023
- 常滑市ごみ処理基本計画
- 知多南部地域循環型社会形成推進地域計画
- 常滑市市内環境保全率先行動計画
- とこなめゼロカーボンシティ宣言
- 常滑市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 常滑市生活排水処理基本計画

施策4－5

環境衛生

施策の目的

- 限りある資源を有効活用して環境への負荷を軽減するため、市民の協力を得ながら、ごみの減量化や資源化に取り組みます。
- 快適な環境のもとで日常生活が送れるよう、市民と共に環境美化を進めます。

現況と課題

- 2016(平成28)年度策定の「常滑市ごみ処理基本計画」を見直すとともに、新たに「常滑市ごみ減量化推進計画2023」を策定しました。「次代につなぐごみ減量先進都市」を基本理念とし、これまで進めてきた4Rの推進や環境にやさしい適正処理の継続を基本方針に取組を進めており、よりごみ減量を図るため、1人1日当たりのごみ量の目標値を500グラムから450グラムに見直しました。今後も市民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量化・資源化に取り組むことが重要です。
- 2022(令和4)年度から、高齢者等ごみ出し支援事業を開始し、地区のごみ集積場に出すことが困難な世帯を訪問し、もえるごみを回収する事業を実施しています。
- 不法投棄監視員による巡回監視を実施し、不法投棄の早期発見と回収、集積場の不適正排出対策看板設置などによる啓発を実施しています。
- 公園、道路、海岸などの公共施設の美化・保全のため、「アダプトプログラム」などを活用し、市民・団体と連携した環境美化に努めています。
- 2022(令和4)年度から、2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)で運用する広域ごみ処理施設「知多南部広域環境センター(ゆめくりん)」の供用を開始しました。
- 資源回収ステーションの利用者の増加を図り、リサイクル活動による資源化を推進しており、今後も市民ニーズを把握しながら利便性の向上に努める必要があります。
- 生活排水については、2015(平成27)年に策定した「常滑市生活排水処理基本計画」に基づいて適切な処理を推進しています。浄化槽の適正処理について効果的な啓発活動を行い、合併処理浄化槽の新設・転換を促していく必要があります。
- し尿処理については2市1町(半田市、常滑市、武豊町)で構成する中部知多衛生組合で行うなど適切な処理に努めています。
- 高坂墓園は、少子高齢化や核家族化などを理由に墓所の返還が増加傾向であることから、適正な管理運営のため、今後の墓園需要に合わせた整備が必要です。
- 火葬場については、施設や設備の老朽化が進んでいることから、修繕など適正な管理運営のほか、必要に応じて近隣市町との広域化も含めて検討していく必要があります。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) ごみの排出抑制と資源化の推進

- 循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・資源化を促すため、積極的な啓発活動や教育活動を展開し、4 R行動や資源循環の機運醸成を図ります。
- ごみの資源化のため、資源ごみの分別回収を実施するとともに、市民一人ひとりがリサイクルの大切さや分別方法を理解することで資源ごみの分別を徹底します。
- パトロールなどによる監視や投棄物の早期回収などにより、不法投棄対策を進めます。
- 2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)で運用する「知多南部広域環境センター(ゆめくりん)」により、適正なごみ処理を推進します。

(2) 市民・団体と連携した環境美化の推進

- アダプトプログラムの普及・促進に努め、市民・団体と連携した環境美化を推進します。

(3) 適切な生活排水処理の推進

- 合併処理浄化槽設置・転換の促進や浄化槽の適正管理の啓発により、適切な生活排水処理を推進します。
- 2市1町(半田市、常滑市、武豊町)で構成する中部知多衛生組合により、し尿の適切な処理に努めます。

(4) 墓所・火葬場の適正管理

- 墓所の利用促進を行うとともに、適正な管理運営に努めます。
- 火葬場の施設や設備の老朽化に合わせた修繕を進めるなど、適正な管理運営に努め、必要に応じて近隣市町との広域化も含め検討していきます。



▲小学生を対象とした
ごみ減量授業の様子



▲知多南部広域環境センター

関連する個別計画など

- 常滑市ごみ減量化推進計画2023
- 常滑市ごみ処理基本計画
- 知多南部地域循環型社会形成推進地域計画
- 常滑市市内環境保全率先行動計画
- 常滑市生活排水処理基本計画

施策5-1

公共交通

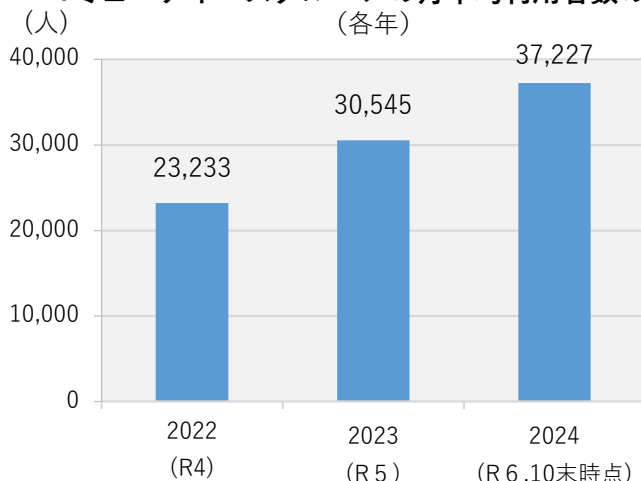
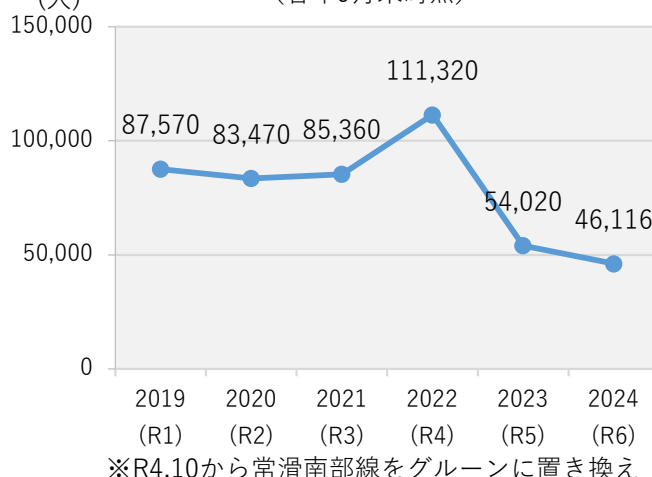
施策の目的

- 市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め、誰もが快適に移動できる環境整備のため、路線バスの確保や新たな交通手段の調査・検討を進めます。

現況と課題

- 2024(令和6)年3月に住民や来訪者が「必要な時に必要な移動ができるまち」を目指すための公共交通施策のマスタープランとして「常滑市地域公共交通計画」を策定しました。
- 市内の公共交通機関としては、名古屋鉄道、知多バス、タクシーのほか、コミュニティバスグルーンがあり、市民や空港利用者などの重要な移動手段としての役割を担っています。
- 市内には、徒歩圏内に駅やバス停がない「交通空白地」に加え、駅やバス停が徒歩圏内にあるものの高低差が大きく高齢者や体が不自由な人にとって公共交通が不便な「交通不便地」があり、これらを解消することが必要です。
- 公共交通は、目的の違いによってニーズにばらつきがある一方で、限られた車両・施設を多くの人が共有することで成り立つ仕組みであることから、お互いに多少の不便や面倒を許容し合うことも必要です。こうした観点を踏まえつつ、ニーズに対応した路線・ダイヤになるよう見直しが必要です。
- 高齢社会の進展や単身高齢者の増加により、より細やかな移動手段の確保が求められ、地区によって異なる状況に対応するため、多様な移動手段を検討していくことが必要です。
- 市民の移動だけでなく、来訪者にとっても使いやすい交通サービスを整備し、観光振興やまちの賑わいづくりにつなげることが必要です。
- 効率的で利便性の高い交通サービスを提供するため、自動運転など新たな技術の活用について検討していくことが必要です。

コミュニティバスグルーンの月平均利用者数の推移

知多バス（常滑駅）の利用人数の推移
(各年9月末時点)

関連する
SDGs



取組の方針

(1) みんなが使いやすい公共交通

- 市内の公共交通について、利用状況やニーズを捉えて最適な路線やダイヤとなるよう見直しを図り、市内の交通空白地、交通不便地の解消と高齢者などの移動を確保するため最適な公共交通の導入を進めます。
- 知多半島総合医療センターへの公共交通アクセスを整備します。

(2) 地域公共交通の確保・維持

- 市内の公共交通について、利用状況やニーズ、運営コストなどの様々な要素を踏まえて持続可能な在り方について地域一体となった支援を推進します。

(3) 公共交通を活かしたまちの活性化

- 空港島から市内の観光スポットなどへ誘客を促進できる交通手段の導入を進めます。

(4) 先進的な取組みへのチャレンジ

- 自動運転バスなどの新たな技術やサービスについて調査・研究を進めるとともに、実証実験を実施することで課題の把握や改善などを進め、実装に向けて取り組みます。



鉄道



バス(知多バス)



バス(グリーン)



タクシー

関連する個別計画など

- 常滑市地域公共交通計画

施策 5 - 2

道路・港湾・河川

施策の目的

- 地域の幹線道路の未整備区間や市道を整備し、交通利便性の向上や地域の活性化などに寄与するよう努めます。
- 老朽化した都市基盤について、効率的な維持管理を図ります。

現況と課題

- 道路は、市民生活や産業経済活動の基盤として欠くことのできない都市基盤です。中部国際空港の開港に合わせて地域幹線道路が整備されたことにより、交通利便性の向上や地域の活性化につながっています。
- 既設道路の修繕や狭あい道路の整備を進めつつ、地震災害対策として緊急輸送道路網を維持管理することが重要となります。
- 市北部では、2027(令和9)年の全線開通を目指す西知多道路の整備が進められ、市内に青海 I C(仮称)、多屋 I C(仮称)の設置が予定されています。西知多道路は東海市から常滑市の間で整備される自動車専用道路であり、中部国際空港と伊勢湾岸自動車道などの高速道路を結ぶことにより、地域の道路混雑緩和、通過交通の市街地への流入防止、空港アクセスの利便性・信頼性の向上などに効果があり、知多半島全域の今後の発展に役立つものと期待されています。
- 西知多道路をはじめとする高規格道路などの早期実現に向け、引き続き国など関係機関と連携していくことが必要です。
- 昭和30～40年代に整備された道路、橋りょうなどをはじめとした都市基盤は、その多くが更新時期を迎えています。また、近年、大規模な自然災害の発生により、都市基盤の安全面に対する関心が高くなっています。



▲西知多道路 常滑ジャンクション(仮称)のイメージ

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 幹線道路の整備促進

- 国道247号((都)知多西部線)や県道大府常滑線((都)榎戸大高線)など幹線道路の整備促進に努めます。
- 西知多道路の早期実現に向け、市道や農道、用排水路の公共補償事業を推進します。

(2) 生活道路の整備

- 多屋線道路改良事業の実施をはじめ、市道の整備を計画的に進めます。
- 十分な幅員が確保されていない狭あい道路などについて計画的に整備を進めるとともに、歩行者の安全確保に努めます。

(3) 計画的な修繕による維持管理

- 道路、橋りょうなどについて、定期的な調査・点検により、緊急性の高いものから計画的な修繕に努めます。
- 海岸などについて、老朽化した施設の補修により、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて河川の浚渫や海岸の飛砂対策を実施します。
- 県管理の河川・海岸については、老朽化した施設の補修や河口部の治水対策など適切に維持管理されるよう要望します。



▲舗装修繕工事が完了した道路の様子

関連する個別計画など

- 常滑市舗装修繕計画
- 常滑市橋梁長寿命化修繕計画
- 常滑市漁港海岸長寿命化計画

施策5－3

市街地整備・景観形成

施策の目的

- 市街地などの整備、にぎわいの創出により、健全で良好な市街地の形成に努めます。
- やきもの散歩道地区など貴重な財産である歴史的な景観の整備・保全に努めるとともに、地域において、修景による良好な景観の創出を図ります。

現況と課題

- 2020(令和2)年度からの都市計画に関する基本的な方針を示した「常滑市都市計画マスタープラン」に沿った都市基盤整備を計画的・継続的に推進するとともに、土地利用の動向や社会経済情勢の変化などにも適切に対応する必要があります。
- 常滑駅は市の公共交通の要衝であり、北条交差点をはじめとする都市計画道路榎戸大高線の一部を整備するなど、常滑駅周辺土地地区画整理事業を進めていますが、進捗が遅れているため、駅東ロータリーの整備を早期に進めていく必要があります。
- 自然や歴史的な景観は、まちの貴重な財産であり、まちの魅力づくりに生かしていくことが重要です。また、地域住民や事業者の景観に対する意識高揚を図るとともに、連続性のある景観の形成のために建物などの修復に対する支援を行うなど、良好な景観形成に向けた取組が必要です。
- 「やきもの散歩道」については、2010(平成22)年に景観法に基づき「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」が策定されており、「焼き物・ものづくりが息づくまちの継承を図る」、「焼き物の町としての景観保全を図る」、「迅速な緊急活動ができる町への改善を図る」、「景観保全との調和に配慮しつつ居住環境の改善を図る」の4つを基本方針として、やきもの散歩道地区景観保全基金を活用した景観保全の取組を進めています。



▲これまでに実施した土地地区画整理事業（北汐見坂）

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 市街地などの整備

- 都市計画マスタープランによる事業の整備効果を把握し、進捗が図られるよう取り組みます。
- 市の公共交通の要衝である常滑駅周辺の土地区画整理事業の推進により、常滑駅周辺の整備とにぎわい創出に努めます。
- 土地利用や市民ニーズの動向を踏まえ、鉄道駅周辺などの既存ストックの活用が可能な地域において、新たな住宅地の形成を検討します。
- 立地適正化計画を策定し、持続可能な都市の形成を目指します。

(2) 将来を見据えた景観形成の推進

- 中部臨空都市や土地区画整理事業区域をはじめ、規模の大きな建物や構造物などが建設・改修される際には、周辺環境と景観の調和に努めます。
- 地域住民や事業者と連携し、地域の良い景観形成を促進します。
- 本市の特性を生かした景観形成を図るため、やきもの散歩道など市民が誇る歴史的な景観資源の整備・保全に努めます。

< やきもの散歩道地区における景観保全の実績 >



▲改修中の様子



▲改修後のレンガ煙突

関連する個別計画など

- 常滑市都市計画マスタープラン
- 常滑市やきもの散歩道地区景観計画

施策5－4

公園緑地・水辺空間

施策の目的

- 市民にとって憩い、ふれあいの場である公園や水辺の適正管理に努め、誰もが安心して集える環境を整備します。

現況と課題

- 緑や水辺といった自然は、市民に潤いや憩いを与えるとともに、良好な住環境の形成や大気浄化につながることから、緑の募金や愛知県事業を活用した緑化活動に取り組むことで、緑化意識の普及・啓発を推進しています。
- 花いっぱいのもちづくりの推進として、市民と協働し、市内公共花壇への花苗の植付を行っています。都市緑化は、行政のみではなく市民や事業者と一緒に取り組んでいく必要があります。
- 公園や広場は、自然とふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難の場など、多面的な機能を持った重要な施設です。都市公園や農村公園など公園施設の老朽化が進む中、地域性や市民ニーズを踏まえ、今後のあり方を検討しつつ適正に管理し、市民の利用を促す必要があります。
- 本市は伊勢湾に面しており、その豊かな水辺空間は海水浴場など、市民の憩いの場所として利用されています。水辺空間を快適で安全な場所として確保するため、必要な施設については適正管理をしていく必要があります。



▲小脇公園フリーマーケットの様子

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 緑化意識の普及・啓発と緑化の推進

- 民有地緑化への支援や花いっぱいのまちづくりの推進など市民と協働して緑化を推進するとともに、緑化意識の普及・啓発を図ります。また、緑の基本計画について見直しを図り、市街地内の既存緑地の保全に努めます。

(2) 都市公園などの適切な維持管理・利用促進

- 安全で安心して憩い、楽しみ、遊べる公園を維持するため、遊具の安全点検・改修を進めます。また、公園施設長寿命化計画を策定し、優先度に応じた整備を計画的に実施します。
- 大曽公園については、整備当初から年月が経ち、公園に求められる役割や機能が変化していることから、市民ニーズをとらえた公園の再整備を実施します。

(3) 小脇公園、前山ダム公園、農村公園などの適切な維持管理・利用促進

- 小脇公園における施設の木質化を進め、魅力向上を図ります。
- 安全で安心して憩い、楽しみ、遊べる公園を維持するため、遊具の安全点検・改修を進めます。また、低利用の公園については今後のあり方を検討します。
- 里山林について、必要な整備を計画的に進めます。

(4) 海岸の環境整備

- 海岸線における漂着物の撤去など、海岸の環境美化に努めます。



▲緑化活動の様子



▲市内の都市公園（多屋公園）

施策 5 - 5

水道・下水道

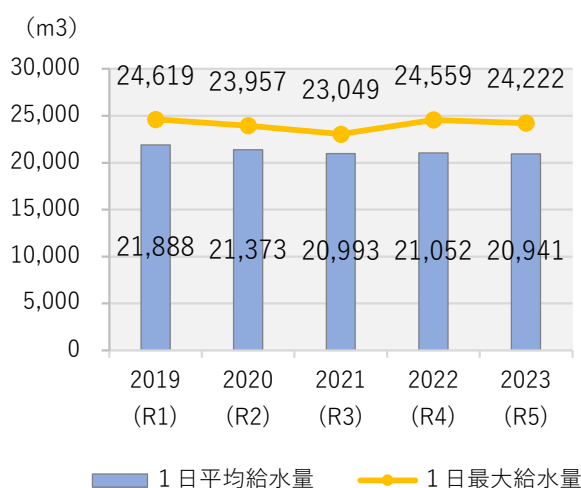
施策の目的

- 健全かつ安定的な水道事業・下水道事業の運営を図るとともに、市民が安心して水道・下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道の普及を図ります。

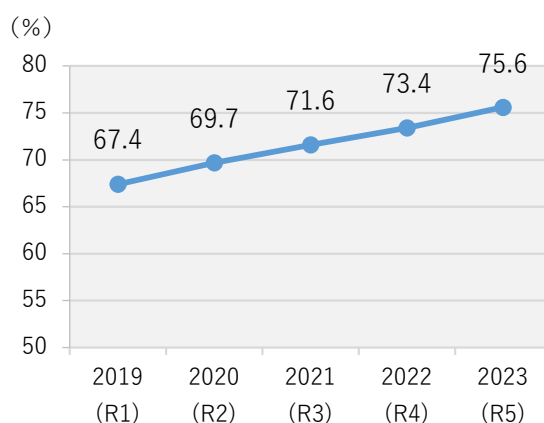
現況と課題

- 水道・下水道は、人々が清潔で快適な市民生活や社会・経済活動を営む上で必要なライフラインであり、重要な都市基盤です。今後も健全かつ安定的な水道事業・下水道事業の運営を図っていく必要があります。
- 市街地整備などに伴って水道・下水道の施設整備を進めてきましたが、施設の老朽化や安定した収益の確保などによる健全な事業運営などが課題となっています。
- 水道については、給水収益などにより財源を確保し、配水管の更新・耐震化や配水場・ポンプ場の機械・電気設備の更新など、施設の計画的な更新をしていく必要があります。
- 下水道については、汚水管路施設未整備地区の早期解消が求められており、財政状況を踏まえた整備区域の検討や段階的な整備が必要です。また、老朽化している公共下水道施設や農業集落排水施設の適切な維持管理が求められています。
- 愛知県に事務委託を行い、衣浦西部浄化センターに共同汚泥処理施設の建設を進めています。

給水量の推移（各年度）



公共下水道水洗化率（各年度）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 健全かつ安定的な水道事業・下水道事業の運営

- 水道事業・下水道事業ともにビジョンと経営戦略に基づき、中長期的な視野に立ち、計画的な事業運営を推進するとともに、適正な料金などの確保に努め、事業の安定化を図ります。

(2) 水道施設の計画的な更新

- 健全な事業運営に努めるとともに、配水管の更新・耐震化や配水場・ポンプ場の更新を計画的かつ効率的に推進します。

(3) 下水道施設の計画的な整備

- 事業計画区域内における污水管路施設未整備地区の解消に向け、財政状況を踏まえて計画的かつ効率的に整備を進めます。
- 老朽化している雨水ポンプ場施設の更新・耐震化を実施することで、機能の保全を図ります。
- 常滑浄化センターなどの機器修繕を進めるなど適切な維持管理に努めます。
- 老朽化が進行している農業集落排水施設について実施した機能診断・耐震診断の結果による計画的な更新により、適切な維持管理に努めます。

(4) 汚泥の広域処理の推進

- 常滑浄化センターで発生する汚泥の広域処理について、衣浦西部流域下水道との共同処理により安定的・継続的な処理を図ります。



▲配水管の更新・耐震化工事



▲榎戸雨水ポンプ場

関連する個別計画など

- 水道事業認可（第4期拡張変更）
- 常滑市水道事業ビジョン2030（経営戦略）
- 常滑市公共下水道事業 事業計画（変更）申出書
- 常滑市污水適正処理構想
- 常滑市下水道ストックマネジメント計画
- 常滑市最適整備構想（集落排水）
- 常滑市公共下水道事業経営戦略
- 常滑市農業集落排水事業経営戦略

施策6-1

観光・シティプロモーション

施策の目的

- 観光資源の磨き上げや受入体制の充実を図り、交流人口の増加と観光振興を推進します。
- 交流人口の増加や企業誘致などを推進するため、「認知度・イメージ向上」に向けたシティプロモーションに取り組みます。

現況と課題

- 本市は、市内に空港を有し、名古屋駅から電車で30分圏内に位置するなど、広域的な交通利便性が高いという地の利があります。また、常滑焼、やきもの散歩道、INAXライブミュージアム、イオンモール、愛知県国際展示場、りんくうビーチなど、豊富な地域資源があります。
- コロナ収束後、インバウンド市場は回復を始めており、今後ますます外国人観光客数は増加する見込みです。
- 立地条件や地域資源を効果的に活用し、一般社団法人とこなめ観光協会を中心に市内事業者などと連携しながら、「訪れたいまち」としての魅力を高め、市外・国外からの来訪者を呼び込んでいく必要があります。
- 観光客に訴求する効果的な情報発信のほか、観光客の情報収集手段の傾向や観光客の動向を把握するため、SNSなどの活用を促進する必要があります。
- インバウンド市場の再拡大に対応し、空港・国際展示場の来訪者を市街地に誘客するため、情報発信や移動手段、特に空港島・りんくう地域から市街地へのアクセスといった仕組づくりと、着地型体験メニューの充実が求められます。
- 観光戦略プラン2022策定に係る調査で、農家レストランや、カフェめぐり、海の幸などグルメ要素や夕日ウォッチングなど「興味度は高いにもかかわらず認知度が低い地域資源が多い」と判明したことから、認知度向上に向けた取組が必要となっています。
- シティプロモーションの一環として、ふるさと納税制度を活用し、地域特産品を返礼品とすることで地元企業の振興を図るとともに、市外への魅力発信に取り組んでいます。
- 今後のシティプロモーションでは、魅力づくりや情報発信の強化などの観光面の取組のほか、ふるさと納税制度の積極的な活用や応援大使による市のPRを進めるなど、認知度向上のための取組が必要です。

関連する
SDGs

取組の方針

(1) 戦略的な観光振興の展開

- 「観光戦略プラン2022」に基づき、新たな観光資源の掘り起こしや既存の観光資源の磨き上げなど観光地としてのブランド力の向上を図り、観光消費額の増加につながる取組を推進します。そのため、さらに戦略的に観光推進できるよう、現在の観光推進体制を見直し、強化します。
- 宿泊税収入を活用して国内外からの観光客、MICE関連来訪者の受入体制の充実を行うことで来訪者・宿泊者の満足度向上につなげます。また、国内外に向けた効果的なプロモーションで来訪者増加を図ります。
- 空港島来訪者を市街地へ誘客するため、空港や国際展示場などと連携し、市内周遊を促すための仕組みづくりを推進します。
- インバウンド対策として、市内の観光施設と連携し、多言語表記の展開や外国人観光客向けの体験プログラムの造成など、市内で快適に観光ができる環境を整えます。
- 多様化する観光客のニーズに対応するため、「やきもの」や「食」など地域資源を生かした着地型体験メニューの開発・商品化を推進します。
- 観光客の傾向やニーズの変化を把握し、市民・事業者と連携したWebやSNSの活用など、デジタルでの効果的な情報発信に取り組みます。
- 観光案内所を「とこなめ観光」の拠点・魅力発信の場として充実させます。

(2) シティプロモーションの推進

- シティプロモーションの目的のうち、「認知度・イメージ向上」に向けた取組を充実させるため、「観光」と「ふるさと納税」などの事業を進めます。
- 地域資源の認知度向上や消費額増加を図るため、情報発信を強化します。
- ふるさと納税では、「食」をはじめとする地場産品や市内での体験といった返礼品のさらなる拡充を図るなど、地域資源の発信強化に努めます。



▲とこなめ見守り猫「とこにゃん」



▲りんくうビーチの夕日

関連する個別計画など

- 常滑市観光戦略プラン2022

施策6-2

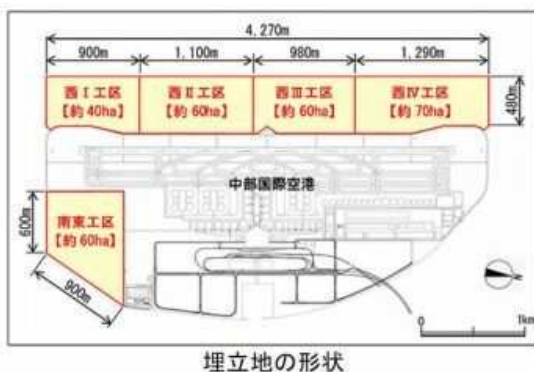
空港・中部臨空都市

施策の目的

- 空港などと一体となって、空港を生かしたまちづくりを推進するとともに、関係機関と連携し、空港機能の強化と空港アクセスの充実について推進します。
- 愛知県と共同で中部臨空都市へ商業施設などの企業誘致を推進するとともに、中部臨空都市の魅力づくりを促進します。

現況と課題

- 中部国際空港の開港により、交通利便性の向上、良好な宅地整備、中部臨空都市における愛知県国際展示場・ホテル・商業施設・企業の進出など、まちは大きく変わってきました。今後も空港・中部臨空都市と一体となって、まちの活性化に向けて連携強化をしていく必要があります。
- コロナ収束後、回復基調にある空港と共生するまちづくりを図るため、より一層連携した取組を進めていくことが必要となっています。
- 愛知県国際展示場をはじめ、中部国際空港島・周辺地域を中心にMICEを誘致することで、国際観光都市を実現するとともに、最先端技術・サービスの社会実装フィールドとすることでイノベーション創出の拠点化を進めるため、愛知県と連携し、検討を進めています。
- 中部国際空港沖では、国により公有水面埋立事業が着手されています。
- 中部国際空港は重要な国際拠点空港であり、リニア中央新幹線開業によるインパクトを地域に生かしていくため、第二滑走路の建設を踏まえた周辺整備としてアクセス向上など一層の機能強化を図る必要があります。
- 愛知県企業庁と共同で中部臨空都市への企業誘致を進めていますが、中部臨空都市の魅力を高めるため、さらに企業誘致を進めていく必要があります。そのため、愛知県が主催する産業立地セミナーなどを活用し、県外企業に対して積極的な誘致活動を行っています。



▲中部国際空港沖公有水面埋立事業

中部臨空都市の契約状況（各年3月末時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 空港・中部臨空都市との連携

- 市民に空港を身近に感じてもらうとともに、空港関連従業員の定住促進を図るため、空港と連携した取組を進めます。
- 愛知県や愛知県国際展示場などと連携し、国際会議や見本市などのMICEの誘致につながるよう、国際観光都市の実現に向けた取組を進めます。
- 中部国際空港島・周辺地域をAIや自動運転など最先端技術・サービスの社会実装フィールドとすることで市内へ先端技術・サービスの普及を促進し、地域の課題解決を図るため、愛知県と連携し、スーパーシティ構想の検討を進めます。

(2) 空港・アクセスの機能充実

- 第二滑走路の早期整備に向けた国への要望を行うなど、空港機能強化と空港アクセス充実に向けた取組を進めます。
- 空港アクセスの強化を図るため、西知多道路をはじめとする高規格道路などの早期実現に向け、国など関係機関へ要望を実施します。

(3) 中部臨空都市などへの企業立地の促進

- 空港対岸部に立地した企業に対する奨励金や高度先端産業に係る工場などを新增設する事業者に対する奨励金の交付などにより、企業立地の促進を図ります。
- 企業情報や企業の進出意向の情報収集を行いながら愛知県企業庁と共同で企業誘致を推進します。
- 中部臨空都市まちづくり協議会と連携し、関係者を含めた地域全体で中部臨空都市の魅力づくりを推進します。



▲愛知県国際展示場



▲中部臨空都市

関連する個別計画など

- あいち・とこなめスーパーシティ構想

施策6-3

農業・漁業

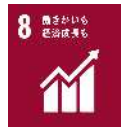
施策の目的

- 農地の有効利用、担い手の育成・支援に努めるとともに、6次産業化などの新たな取組を支援します。
- のり養殖の振興を図るとともに、漁港整備や水産資源の維持・増加策を支援します。

現況と課題

- 本市の農業は、稲作を中心に、野菜やイチジクなどの果樹の栽培、養鶏・酪農・養豚などの畜産業が行われています。農業者の高齢化や後継者不足により、農業就業人口や経営耕地面積はともに減少していますが、新規就農者の確保・育成も進んでおらず、将来の担い手を確保していく必要があります。
- 推奨作物・新規振興作物の振興や、農地の利用集積に努めていますが、市内遊休地の解消に向けて農地の流動化と集約化、担い手の掘り起こしと経営体の育成などを行う必要があります。
- 地産地消による販路の拡大、6次産業化の取組支援など、消費者ニーズや時代の変化に対応した農業支援をさらに進めていく必要があります。
- 本市の漁業は、3漁業協同組合（鬼崎・常滑・小鈴谷）を中心に、のり養殖業、漁船漁業が営まれています。漁業者については、後継者不足による高齢化が進み、担い手の確保や漁業経営の基盤強化が必要です。また、効率的で安定したのり生産を確保する必要があります。
- 漁業の基盤となる漁港の老朽化が進んでおり、より安全で利用しやすく、円滑な漁業活動ができるよう、漁港の機能保全が必要です。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 農業の振興

- 認定農業者や新規就農者への助成事業活用支援、意欲ある農業経営体の経営規模拡大や経営の多角化に向けた農業機械などの整備支援、畜産クラスター協議会への施設整備支援など、多様な農業経営体の育成・支援を推進します。
- アグリス常滑営農支援機構が実施する露地野菜・果樹を推奨作物とした畑作振興策を支援し、農地の有効活用を推進します。
- 6次産業化への取組を希望する農業者に対し、6次産業化サポートセンターの紹介や補助金・交付金の活用を支援します。

(2) 漁業の振興

- のり加工場の運営支援を行うなど、のり養殖の総合的な振興策を推進します。
- 漁業施設整備の助成を行い、就労環境改善や衛生管理強化などを支援することで、漁業経営の基盤強化を図ります。また、愛知県の支援制度を活用しながら担い手の確保に努めます。
- 漁港整備を行うとともに、干潟環境の維持・回復など、水産資源の維持・増加策の支援に努めます。

(3) 食育の推進

- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むため、地元農水産物を活用した食育の推進を図ります。



▲南部地域を中心に栽培
されているイチジク



▲県下一の生産量を誇るのり
(鬼崎漁協での種付け作業の様子)

関連する個別計画など

- 常滑市農山漁村発イノベーション推進戦略
- 常滑市漁港機能保全計画
- 第3期健康日本21とこなめ計画（食育推進計画）

施策6-4

商業・工業

施策の目的

- 日本六古窯の一つである常滑焼については、業界団体を中心として伝統技術を継承するとともに、ブランド力の向上や商品開発、販路開拓の促進、後継者育成による振興に努めます。
- 中部臨空都市などへの企業誘致による働く場の確保や市民の雇用促進に努めます。また、勤労者の福祉向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

現況と課題

- 商業においては、立地条件や消費者ニーズの変化、経営者の高齢化・後継者不足などにより、市内に商店街振興の法人格を有する団体はありませんが、中部臨空都市や幹線道路沿いにおいて大規模商業施設が立地するなど広域的な集客が進んでいます。
- 工業においては、製造品出荷額は2016(平成28)年から輸送機械を中心に増加しています。窯業・土石の製造品出荷額も増加傾向にありますが、事業所数と従業者数は減少傾向にあります。常滑焼事業者が年々減少していることから、業界関係団体と連携しながら、国内外に常滑焼の魅力を発信していくとともに、後継者育成に取り組んでいく必要があります。
- とこなめ陶の森は、2021(令和3)年にリニューアルオープンし、市民に開かれた交流と学びの場として、来場者数の増加、常滑焼の魅力発信を図っていく必要があります。また、陶芸研究所は、1983(昭和58)年度から研修生事業を実施しており、やきものづくりを担う人材育成に努めています。今後も、やきものづくりを担う人材の育成と市内定着を促進していく必要があります。
- 市内に3カ所ある工業団地(久米・久米南部・大谷)の工場用地はすべてに工場が進出しており、新たな工場用地を確保する必要があります。
- 本市では、市役所内に地域職業相談室を設け、求人情報の提供や職業紹介を行っています。空港開港や中部臨空都市への企業進出により、市内において働く場は増加しており、引き続き、中部臨空都市などへの企業誘致を推進し、働く場の確保や雇用の促進に努めています。
- 本市は、小規模な事業所が多いため、大企業に比べて雇用環境や勤労者福祉の面で整備の遅れが見られることから、「わーくりい知多」への加入を促進し、勤労者の福祉向上に努める必要があります。
- 共働き家庭が増加している中、仕事と育児・介護との両立を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 商業・工業の振興

- 常滑焼の振興を図るため、ブランド力の向上、人材育成、市場開拓などの取組を促進します。
- とこなめ陶の森を市民に開かれた交流と学びの場として活用し、来場者数の増加、常滑焼の魅力発信を図ります。
- 小規模企業等振興資金融資の利用促進などにより、中小企業の経営の安定化に向けて支援します。
- 既存の工場跡地の活用促進や新たな工場用地の確保を進めます。

(2) 雇用・勤労者の支援

- 雇用奨励制度を活用するなど、市民の雇用を促進します。
- 地域職業相談室とともに、求人・求職情報の提供を進めます。
- 「わーくりに知多」への加入促進に努め、中小企業勤労者の福利厚生の実現を図ります。
- 勤労者の持ち家を促進し、市内への定住を図ります。
- 仕事と生活が調和した社会の実現のため、ワーク・ライフ・バランスを推進します。



▲常滑焼の魅力発信
(東京ドームへの出展の様子)



▲とこなめ陶の森 資料館

関連する個別計画など

- 常滑市陶業陶芸振興事業基金を活用した計画

施策 7 - 1

市民協働

施策の目的

- 区・町内会の活動や市内における市民活動が活発化し、様々な人が地域活動に参加することで、地域課題の解決に取り組めるよう、体制強化や支援の充実に努めます。

現況と課題

- 2011(平成23)年に「常滑市市民協働推進指針2011」を策定し、2019(令和元)年には指針を踏まえ、基本的な考え方や手法を分かりやすくまとめたハンドブック「市民協働をすすめるために～だれもが安心して暮らせるところなめを目指して～」を作成するなど、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。
- 高い転出入率や単身世帯・外国人住民の増加、生活スタイルの多様化やSNSの普及による人とのつながりの変容などにより、町内会加入率は年々低下しています。
- 市民団体などの活動の担い手は高齢化・固定化傾向にあり、後継者不足や参加者数の減少、自主的な活動継続のための資金の確保が大きな課題となっています。地域における人材育成を促進させるとともに、地域住民が地域活動に参画しやすい環境づくりや市民協働に関する適切な情報提供を進める必要があります。
- 防災面における区・町内会などの自治組織の役割は依然として大きいことから、災害時などにおける地域のつながりの有用性を訴えるなど、今後も町内会を始めとする地域組織への帰属を促す必要があります。



▲市民協働の考え方や手法を
まとめたハンドブック



▲町内会を経由した情報提供

関連する
SDGs

取組の方針

(1) 協働によるまちづくり

- 市民、団体、事業者、行政が協力してまちづくりに取り組むため、それぞれの役割分担を明確にするとともに、情報交換の場を設け、社会課題の共有を図ることで「協働のまちづくり」を推進します。
- 市民活動に理解と意欲のある市民などで構成する市民協働推進委員会を設置し、地域と行政が連携してまちづくりを進めます。
- 市民活動に必要な場所や情報の提供、まちづくり実践者同士の連携強化など、活動しやすい環境づくりを推進します。
- 区・町内会などの自治組織の重要性の啓発・加入促進を図ります。

(2) 市民参画の推進

- 市民団体のまちづくり活動に対してまちづくり事業を支援します。
- 行政の計画策定や施策の実施にあたっては、広く市民からの意見を募り、市民主体の事業実施を推進します。



▲市民協働推進委員会の様子



▲まちづくりワークショップの様子

関連する個別計画など

- 常滑市市民協働推進指針2011
- 市民協働をすすめるために～だれもが安心して暮らせるとこなめを目指して～

施策 7 - 2

多様性社会

施策の目的

- 男女がお互いを尊重し、対等な立場で責任を分かち合える男女共同参画社会の実現とあわせて、ジェンダー平等、性の多様性を認め合う社会の実現を目指します。
- 友好都市との交流をはじめ、市民主体の国際交流事業を推進します。
- 多文化共生の視点で、外国人が来訪しやすい、暮らしやすいまちづくりを推進します。

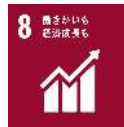
現況と課題

- 本計画を男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画として、ジェンダー平等の考えのもと「誰もが安心して自分らしく」生きられる社会の実現に向けた取組を進めています。
- 市民の男女共同参画や性の多様性に関する意識を把握しつつ、策定した行動指針に基づいた取組を進めています。
- 地域や職場、審議会などへの女性の登用率は男性と比較して低い状況が続いています。
- 男女がお互いを尊重し、家庭や職場などにおいて、仕事と家庭を両立しつつ個性と能力を十分発揮できるよう取り組むことが重要です。
- 専門相談員によるDV相談窓口を開設しています。あらゆる暴力の根絶に向け、市民の意識向上やDV被害者のための相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 多様性を認め合う社会に向けて、ジェンダー平等への理解や外国人住民に対しての理解を深める取組が必要です。
- 行政が多文化共生を担い、常滑市内児童生徒国際交流推進協議会（TSIE）や常滑国際交流協会といった市民団体が国際交流を担うことで、それぞれのニーズに確実に対応できるよう体制を整えています。
- 友好都市提携を結んでいる中国江蘇省宜興市とやきもの業界や教育分野での円滑な交流が期待されます。
- 2020(令和2)年度から、市民と連携し、市内在住外国人を対象とした地域日本語教室を開始しました。また、国際交流員や外国語を話すことができる相談員の配置など、支援体制を整えています。
- 国は、外国人材の受入促進の方針を打ち出しており、今後ますます増加が見込まれる外国人との共生社会の実現に向け、外国人住民が日常生活に困らない環境や住みやすい環境を整備するとともに、身近な居場所づくりに努める必要があります。

友好都市提携の様子▶



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画の意識づくりを図るため、情報の収集・発信や講座・講演会の開催などによる啓発に努めます。
- 男女共同参画社会の実現に向け、促進活動を行う市民団体の活動を支援します。
- 政策・方針決定の場への女性の参画拡大の取組として、性別に偏らない多様な意見が反映されるよう、審議会などへの女性の参画促進や女性管理職の登用促進を図ります。
- 男女共同参画の推進やジェンダー平等・性の多様性を認め合う社会の実現に向け、『常滑市男女共同参画・性の多様性推進指針』を策定し周知・啓発などを図ります。
- DVなどの未然防止、早期発見に努め、相談から適切な支援につなぐ仕組の構築に努めます。

(2) 国際交流事業の促進

- 常滑国際交流協会との連携により、市民主体の国際交流事業を推進します。
- 常滑市内児童生徒国際交流推進協議会（TSIE）による小中学生の国際交流活動の支援により、相互理解・相互交流を図ります。
- やきもの業界や教育分野を中心に友好都市提携をしている宜興市との市民レベルの友好交流事業を推進します。

(3) 多文化共生の促進

- 外国人住民が日常生活に必要な日本語を学べる日本語教室の開催など、日本語・日本文化の理解の促進に努めます。
- 多言語での情報提供の充実を図るなど、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- 日本人と同様に住民サービスを利用できるよう、相談体制の充実を図ります。



▲日本語教室「とことこ日本語クラブ」の様子



▲TSIEでの交流の様子

関連する個別計画など

- 常滑市男女共同参画・性の多様性推進指針

施策 7 - 3

デジタル化・情報発信

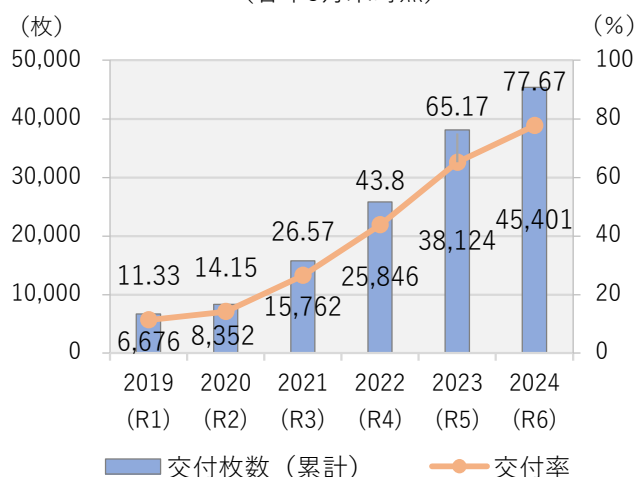
施策の目的

- デジタル化の推進により、市民の利便性向上と効率的な行政運営を推進します。
- 多種多様なメディアを活用し、分かりやすく効果的な各種行政情報の発信に努めます。

現況と課題

- ICT（情報通信技術）の目覚ましい発展に加え、コロナ禍を経て、テレワーク、オンライン教育、キャッシュレス決済など、非対面・非接触での生活様式を可能とするデジタル活用の重要性が一層高まっています。
- 社会全体で「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」が求められる中、自治体においても、多様化・複雑化する課題に対応しつつ、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持していくことが必要となっています。
- 本市では、2021（令和3）年に、暮らしの質を高める価値あるデジタル化・人にやさしいデジタル化を目指す「とこなめデジタル化推進宣言」を表明し、第3次情報システム最適化事業と合わせ、より一層、市民の利便性向上と効率的な行政運営を推進していくこととしています。
- 広報とこなめや市ホームページ、ケーブルテレビなど、様々な媒体を活用し行政情報を提供しています。広報とこなめについては、見やすさや内容の充実を図るため、随時改善をしています。
- Facebookや X（旧Twitter）、LINEなど各種SNSを導入し、積極的な活用を進めています。引き続き、登録数の増加を図るとともに、今後の展開や各種SNSの特性を生かした使い分けなど、効果的な情報発信の仕方を検討する必要があります。

マイナンバーカード交付数の推移
(各年3月末時点)



▲証明書コンビニ交付サービス

関連する
SDGs



取組の方針

(1) デジタル化の推進

- 行政手続の利便性向上を図るため、マイナンバーカードの普及促進に取り組みます。
- 行政手続のオンライン化に必要な情報基盤や体制整備を進め、市民の利便性向上を図ります。
- 誰もがデジタル技術の活用により行政サービスを利用できるよう、高齢者などデジタル弱者に対する必要な支援を行います。
- 行政サービスの基盤となる情報システムの標準化を進め、業務工程を見直すとともに業務効率化を図ります。
- デジタル技術を活用し、業務の効率化や職員の働き方改革を進めることで必要な人的資源を確保し、より市民目線で質の高い行政サービスの提供を行います。
- 官民協働による地域課題の解決や行政サービスの向上を図るため、行政データのオープンデータ化を進めます。

(2) 効果的な情報発信

- 分かりやすく充実した内容で、市民が必要とする情報を適確に提供できる広報を目指します。
- 広報とこなめや市ホームページの充実を図るとともに、ケーブルテレビなどを積極的に活用した情報提供に努めます。
- SNSを活用した情報提供に取り組むとともに、正確かつ迅速な情報を誰でも公平に取得できる情報提供体制を整えます。

市公式SNSアカウント



LINE
(ライン)

「常滑市」



X
(エックス)

「常滑市(公式)」



Facebook
(フェイスブック)

「ええね！常滑市」

関連する個別計画など

- とこなめデジタル化推進宣言
- 常滑市デジタル化推進プラン

施策 7 - 4

行財政運営

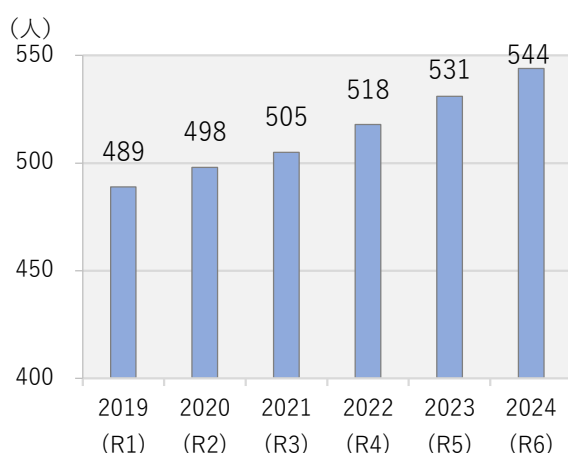
施策の目的

- 職員の意識・能力の向上や公正性・透明性の確保により、市民に信頼される行政運営を推進します。
- 引き続き想定される厳しい財政見通しを考慮しながら、安定した財政運営に努めます。

現況と課題

- 市民に信頼される行政運営を進めるため、職員の人材確保と質の向上は必要不可欠です。そのため、全国的な人口減少の中、より良い人材を確保するためには、職員採用試験を工夫したり、時代やニーズなどを柔軟に反映させた研修を実施していく必要があります。
- 多様化・複雑化する市民ニーズや変化の早い社会情勢に適切に対応できるよう、必要に応じて随時組織を改正する必要があります。
- 引き続き厳しい財政状況が想定されるため、持続可能な財政運営を目指し、歳出抑制と収入増加策に努める必要があります。
- 用途を廃止した行政財産や未利用地の売却・貸付などを行い、財源の確保に努めていますが、今後、活用が見込める未利用地が少なくなっています。
- 人口増加や経済成長に合わせ、昭和30年代後半～40年代にかけて公共施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次、大規模修繕や建替の時期を迎えることから、財政負担の増大が懸念されています。
- 限りある財源を必要不可欠な公共施設の維持に充てることができるよう、引き続き公共施設マネジメントを推進していく必要があります。
- 市単独では解決が困難な行政課題を解決するためには、国・県・近隣自治体との積極的な相互連携を模索し、推進していく必要があります。

職員数の推移（各年4月1日時点）



▲新規採用職員研修 市長講話

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 市民に信頼される行政運営

- 職員の適正な定員管理に努めるとともに、市民に信頼される職員の育成を進めます。
- 多様な職員研修の機会を設け、職員の能力開発を支援・促進するとともに、政策形成能力や業務の多様化・専門性に対応できる能力を備えた職員を育成します。
- 職員が持つ能力を最大限発揮できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の働き方改革を進めます。
- 個人情報をはじめとした情報資産の適正な管理を行うとともに、情報公開制度などに対する適正な運用を行い、行政運営における公正性・透明性の確保を図ります。
- 市民ニーズの変化に対応していくため、適宜、組織の見直しを行い、適切な行政運営を図ります。

(2) 安定した財政運営

- 事業の重要性、緊急性や費用対効果を検証し、効果的な財源の配分を行うことで、計画的・効果的な財政運営を推進します。
- 各種事業の節減合理化や収入増加策などに取り組み、自主財源の確保・経常的経費の抑制に努めます。
- ボートレース事業から繰り入れた収益金を長期的・計画的に有効活用することで、まちづくりに還元していきます。

(3) 公共施設マネジメントの推進

- 施設の安全性を確保するため、適正な維持管理を行い、計画的な修繕により長寿命化を図ります。
- 人口減少や施設ニーズの変化、施設の老朽化に対応するため、機能や配置の適正化、集約化、複合化を行うことで、施設量の適正化を図ります。

(4) 広域連携に係る調査・研究

- 行政サービスの向上や経費削減を図るため、広域連携に係る情報収集を進めます。
- 国・県・近隣自治体と連携し、広域的な枠組で事業を行うことが効果的・効率的な事業について調査・研究を進めます。

関連する個別計画など

- 第7次常滑市定員適正化計画
- 第5次常滑市人材育成基本指針
- 常滑市公共施設等総合管理計画
- 常滑市公共施設アクションプラン

施策 7 - 5 ボートレース

施策の目的

- 常にファンの目線に立って各種事業に取り組むとともに、事業運営にあたっては、より一層の収益重視型事業の実現を目指します。

現況と課題

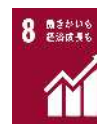
- ボートレースとこなめは、1953(昭和28)年に初開催し、これまでの一般会計への繰出金総額は約1,170億円と市の財政に大きく貢献してきました。
- レジャーの多様化や既存ファン層の高齢化などにより、来場者は年々減少しています。
- 近年は、スマートフォン投票を含む電話投票売上の上昇もあり、業界全体の売上は増加していますが、ボートレースとこなめでは、さらなる電話投票売上の向上を目指す必要があります。
- 2016(平成28)年度から地方公営企業法を全部適用し、事業管理者の設置による経営責任の明確化や柔軟性と機動性を備えた効率的な企業経営体として事業運営に取り組んでいます。
- 施設の老朽化に伴う本場の施設改善や、荒天による競走水面への影響緩和策としての防風対策を計画的に実施しており、2021(令和3)年には新スタンド建設や新たな防風ネット設置が完了しました。
- 来場者が減少傾向にあるため、「ボートレースパーク化」によるファミリー層や若年層といった新規ファンの取り込みや、地域の方に親しまれる地域に開かれたボートレース場を目指しています。2021(令和3)年には「BOAT KIDS PARK モーヴィとこなめ」、「COMMUNITY PARK グルーンとこなめ」を整備しました。
- ボートレース事業により市の財源を安定かつ継続的に確保するため、売上の増加と経費の削減に努め、収益の確保を図っていく必要があります。



▲ 迫力あるボートレースの様子

市への繰出金の推移（各年度）



関連する
SDGs

取組の方針

(1) 来場の促進と売上の向上

- S G競走などビッグレースの誘致を積極的に図ります。
- 発売方法の多様化に対応した各種情報提供を行い、売上の増加を図ります。
- 売上の多くを占める電話投票について、更なる売上向上を図る施策を実施します。
- 本場への来場促進を図るため、来場者が楽しめる多様な空間と公正かつエキサイティングなレースを提供します。
- 快適な施設を目指し、場内アメニティの向上を図るとともに、トコタンホールやROKUの貸出しを行うことで年間を通して利用しやすく、周辺地域の方に親しまれ、地域に開かれたレース場を目指します。
- お客様の目線に立った、きめ細やかな対応に努めるなど、ファンサービスの充実を図ります。
- 「BOAT KIDS PARK モーヴィとこなめ」、「COMMUNITY PARK グルーンとこなめ」と近隣や他場の子ども体験施設との連携による本場への来場促進に加え、市内への誘客を図ります。

(2) 適切な事業運営

- 万全の態勢で競技運営を行うため、施設・器材の日常点検を着実に実施するなど施設の適正管理や計画的な設備更新に努めるとともに、レース場周辺の環境変化を踏まえた計画的な防風対策を実施します。
- 経費削減を図りながら、電話投票の売上向上に努めつつ、より一層の収益重視型の事業経営を行い、一般会計への繰出金を確保します。



▲新スタンド



▲BOAT KIDS PARK モーヴィとこなめ



▲COMMUNITY PARK グルーンとこなめ

関連する個別計画など

- ボートレースとこなめ第1次経営計画（令和7年度～令和11年度）（仮称）

第2章 行財政改革

1 これまでの行財政改革の取組

(1) これまでの行財政改革

本市では、取り巻く環境の変化や厳しい行財政環境に対応しながら市民サービスの向上を図るため、1989(平成元)年に「常滑市行政改革大綱」を策定した後、継続的に行財政改革について取組を進めてきました。

特に、2008(平成20)年度以降、世界的な経済不況の影響を受けてさらに厳しい財政状況に陥ったことから、2010(平成22)年に「常滑市事業仕分け」を実施し、それに基づき2011(平成23)年に策定した「常滑市行財政再生プラン2011」に取り組んだ結果、5年間で約79億円の効果を生み出しました。

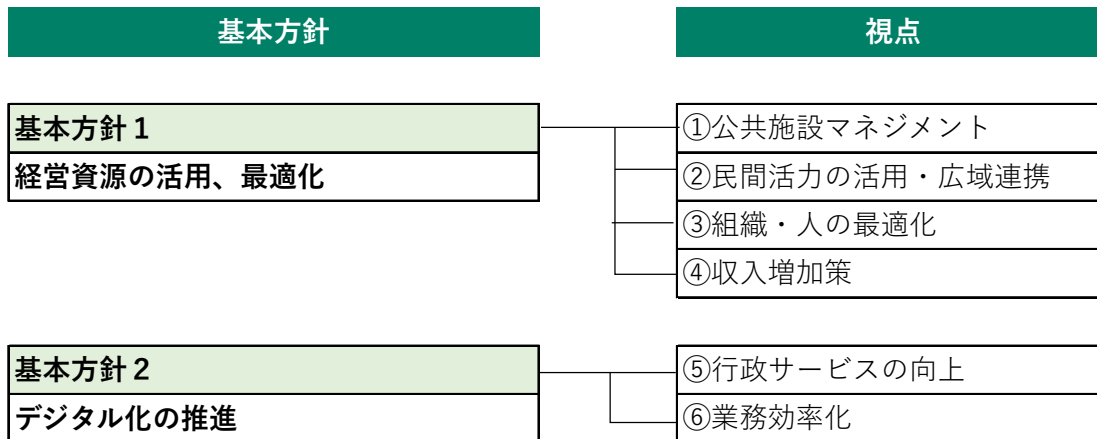
【図表1】行財政改革の取組経過

策定期間	行財政改革の名称	取組期間
1989年1月 (平成元年)	常滑市行政改革大綱	1989～1996年度 (平成元～8年度)
1997年3月 (平成9年)	常滑市新行政改革大綱	1997～2001年度 (平成9～13年度)
2002年9月 (平成14年)	常滑市行財政改革大綱	2002～2005年度 (平成14～17年度)
2006年3月 (平成18年)	常滑市新行財政改革大綱	2006～2009年度 (平成18～21年度)
2008年 (平成20年)	行財政改革アクションプログラム推進手法	2008～2010年度 (平成20～22年度)
2010年8月 (平成22年)	常滑市事業仕分け	2010年度 (平成22年度)
2011年2月 (平成23年)	常滑市行財政再生プラン2011	2011～2015年度 (平成23～27年度)
2017年3月 (平成29年)	第5次常滑市総合計画 前期実行計画における行財政改革の取組	2017～2021年度 (平成29～令和3年度)
2022年4月 (令和4年)	第6次常滑市総合計画 前期実行計画における行財政改革の取組	2022～2024年度 (令和4～6年度)

(2) 第6次総合計画前期計画における行財政改革の取組実績

行財政改革の取組については、限られた経営資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化や市民ニーズを捉えた、質の高い持続的な成長の実現を目標として、6つの視点で整理した22の取組項目の概ね9割以上が計画通り進捗しています。その結果、実質公債費率は横ばい、将来負担比率と長期債務残高は計画策定時の見込を超えない見通しとなっています。

【図表 2】第 6 次総合計画前期基本計画における行財政改革の取組体系図



【図表 3】各指標の実績

主な取組実績	
基本方針 1 経営資源の活用、最適化	
①公共施設マネジメント	- 新給食センター建設工事に着工（R5） - 常滑幼稚園を閉園（R5）
②民間活力の活用・広域連携	- 半田病院との経営統合に向けて統合準備室を設置（R4） - 指定管理者を選定（R4・R5）
③組織・人の最適化	- 第 5 次人材育成基本指針を策定（R4） - 防災危機管理課を市長直轄組織に変更（R5）
④収入増加策	- ふるさと納税：寄附件数7,860件、寄附額160,254千円（R5） - 企業版ふるさと納税：4 件123,655千円（R5） - 市税の適正管理 市税収納率：98.7%(H29～R1の平均) → 98.7%（R5） 国保税収納率：89.4%(H29～R1の平均) → 89.5%（R5） - 未利用財産等の利活用：売却貸付額371,678千円（R4・R5）
基本方針 2 デジタル化の推進	
⑤行政サービスの向上	- 市公式LINEにセグメント配信機能を追加（R4） - 市公式LINEから住民票や納税証明書等が申請できるように整備（R5） - 市公式LINEの本人確認でマイナンバーカードが利用できるように整備（R5）
⑥業務効率化	- AI-OCR、LoGoチャット等の業務効率化ツールを導入（R4） - 庁内LAN環境の構築やパソコン等情報機器を更新（R5）

指標名	単位	R4	R5	計画策定時の見込（R6）
実質赤字比率	%	—	—	—
連結実質赤字比率	%	—	—	—
実質公債費比率	%	11.6	12.0	11.8
将来負担比率	%	107.3	101.2	153.6
長期債務残高	億円	559.1	537.2	600.7
財政調整基金残高	億円	26.5	19.4	30.4

2 行財政改革の必要性和位置付け

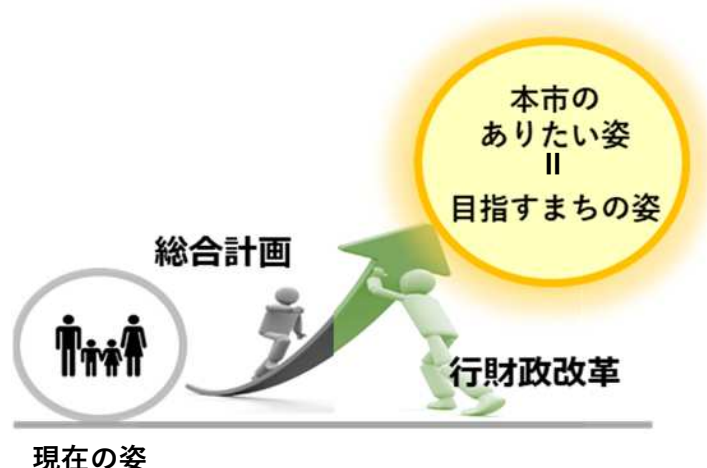
「常滑市行政改革大綱」策定以降、本市の行財政改革は一定の効果を上げてきましたが、今後も財政状況は引き続き厳しいことが想定されます。

このような状況の中、本市を取り巻く環境の変化は早く、迅速で柔軟な対応が求められていることから、効率的な行政運営を図るとともに、高度化する市民ニーズに的確に応え、サービスの向上を図っていく必要があります。

また、行財政再生プラン以降、財政健全化を優先し事業費を抑えつつ計画的に実施してきたインフラ・施設の維持といった投資的事業や、まちの成長を見据えた戦略的施策を積極的に実施していく必要があります。

行財政改革は、ただ単に人員や経費の削減を目指すものではなく、「本市のありたい姿＝目指すまちの姿」の実現に向けて着実に推進していくため、必要となる資源を生み出し、確保できるようにするものです。そのため、行財政改革について第6次総合計画にその考え方を取り込み、総合計画の実行を下支えする必要があります。

【図表4】総合計画と行財政改革の位置付け



3 目標と基本方針

（1）目標

総合計画に掲げる施策を着実に実行するため、限られた経営資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化や市民ニーズを捉えた、質の高い持続的な成長の実現を目標とします。

（2）基本方針

目標を達成するため、次の事項を基本方針として定め、6つの視点で行財政改革に取り組めます。

基本方針1 経営資源の活用、最適化

持続可能なまちづくりの実現のためには、これまで以上に経営資源を有効に活用し、効率的な行政運営を行うことが必要です。

そのため、引き続き将来的な人口規模や必要性を考慮した投資的事業（インフラ・施設）のマネジメントを実施するとともに、民間活力の活用や広域連携によるコスト削減やサービス向上に努め、業務の見直しを図ります。

また、質の高い行政運営を行うため、市民に信頼される職員の育成を行うとともに、仕事の進め方や働き方、組織のあり方を随時見直していきます。

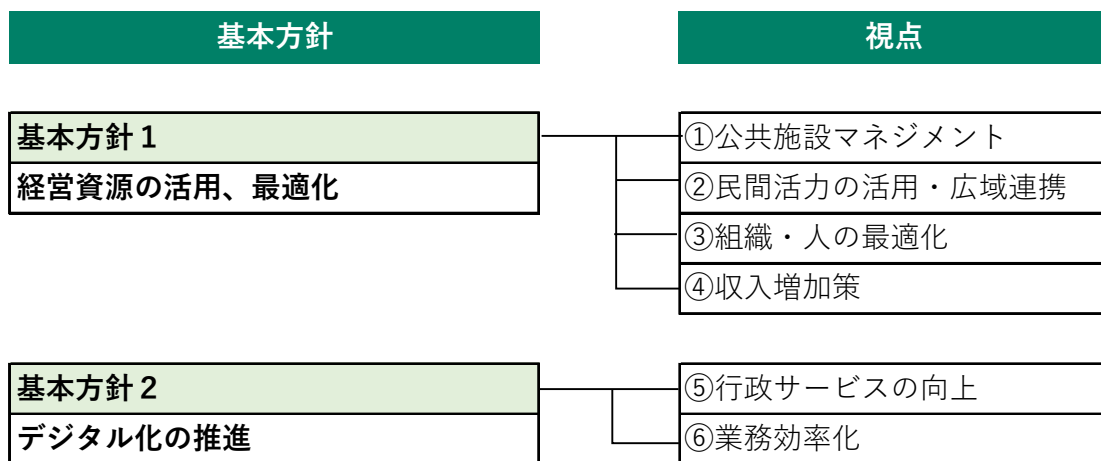
その他、市税等の徴収率の向上や、ふるさと納税制度の拡充、未利用財産の有効活用など収入増加策に努めます。

基本方針2 デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活の変化に伴い、新しい生活様式のまちづくりを進めていくため、市民目線でデジタル技術を活用することにより「市民の手間」を省くなど便利で安心な行政サービスの実現を目指します。

また、多様化する業務に対し、限られた職員で柔軟かつ迅速に対応するためにデジタル技術を活用し、質の高い行政サービスの提供や業務効率化による職員の働き方改革につなげていきます。

【図表5】行財政改革の取組体系図（図表2の再掲）



【図表6】各指標の見込

指標名	単位	現状(R5)	見込(R10)
実質赤字比率	%	—	—
連結実質赤字比率	%	—	—
実質公債費比率	%	12.0	※数値は実行計画と合わせて検討
将来負担比率	%	101.2	
長期債務残高	億円	537.2	
財政調整基金残高	億円	19.4	

※「—」は赤字額がないことを示す

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

- 目指すまちの姿を実現するためには、策定した計画について進行管理を行い、効率的かつ効果的に推進していくことが重要です。
- 計画の推進にあたっては、市民、団体、事業者、行政などあらゆる関係者がそれぞれ知恵や力を出し合うことで、取組を推進していきます。
- 各施策の具体的な取組は、最上位計画である総合計画の分野別の方針に基づき、関連する個別計画などで具体的に検討し、事業を推進します。
- SDGsの目標年度である2030(令和12)年に向け、施策の推進により本市のSDGsの推進につなげるため、SDGsが目指すゴールを見据えながら分野ごとの取組を進めていきます。

(2) 計画の進行管理

- 各施策について、毎年度状況を把握するなど計画の進行管理を行います。
- 評価に基づいて、次年度における取組を改善するという「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の4つの段階を連動させたPDCAサイクルに基づく進行管理を行い、施策の継続的な見直し・改善による柔軟な運用を図り、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するとともに実効性を確保していきます。
- 計画に記載がない施策についても、必要性や緊急性を検討した上で推進していきます。

【計画の進行管理のイメージ】



常滑市第6次総合計画 第4編

第3期

とこなめ地方創生総合戦略

(常滑市新しい地方経済・生活環境創生総合戦略)

第1章 第3期とこなめ地方創生総合戦略の概要

・・・・・・・・・・69

1 総合戦略策定の趣旨 ・・・・・・・・・・69

2 第3期総合戦略について ・・・・・・・・・・70

3 計画の推進にあたって ・・・・・・・・・・70

第2章 人口ビジョン編 ・・・・・・・・・・71

1 人口ビジョンとは ・・・・・・・・・・71

2 現状分析 ・・・・・・・・・・71

3 将来人口の推計 ・・・・・・・・・・75

4 人口の将来展望 ・・・・・・・・・・76

第3章 総合戦略編 ・・・・・・・・・・77

1 基本目標について ・・・・・・・・・・77

2 基本目標の設定の考え方 ・・・・・・・・・・77

3 基本目標 ・・・・・・・・・・78



第1章 第3期とこなめ地方創生総合戦略の概要

1 総合戦略策定の趣旨

国は、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2014(平成26)年12月に、2060年に1億人程度の人口を確保するとともに、東京圏への過度の人口集中を是正する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、5年間の目標や施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

5年間の計画期間が終了した2019(令和元)年12月には、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、第1期の枠組を引き続き維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組む方針を示しました。

その後、国は2022年(令和4)年12月には、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決を目指し、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

さらに、2024(令和6)年10月には「地方創生2.0」を起動させるとし、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展的に解消し、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、方針の取りまとめをはじめました。

国は、地方公共団体に対しても「地方人口ビジョン」と、それぞれの地域の実情に応じた「地方版総合戦略」を策定し、活力ある地域社会を維持するため、地域の特徴を生かして地方創生に取り組むよう求めています。

本市においても、2016(平成28)年2月に「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、続いて、2022(令和4)年3月に第6次常滑市総合計画と一体的に「第2期常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、地方創生に取り組んできました。

2 第3期総合戦略について

「第2期常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は第6次常滑市総合計画と一体的に策定し、前期基本計画と計画期間を合わせていました。引続き、地方創生に取り組んでいくため、後期基本計画と一体的に策定し、その取組との整合性を図り、地方創生に係る分野を推進していくための戦略として位置付けます。

なお、国の総合戦略の名称によらず、継続して地方創生に取り組むことから、「第3期とこなめ地方創生総合戦略」と改称し、地方版総合戦略であることを明確にするため、副題に「常滑市新しい地方経済・生活環境創生総合戦略」を加えています。

【計画期間】2025(令和7)年度～2028(令和10)年度 4年間

3 計画の推進にあたって

総合計画と一体的に策定することから、目指すまちの姿や分野ごとの基本目標を基本として、本市に関わる全てのまちづくりの主体がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら推進していくものとします。また、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと施策を推進していきます。

第2章 人口ビジョン編

1 人口ビジョンとは

人口ビジョンは、まちづくりの重要な要素である市の人口について、これまでの推移・現状を把握して分析を行い、将来の人口を推計するとともに、地域社会を維持するための長期目標を設定するものです。

2 現状分析

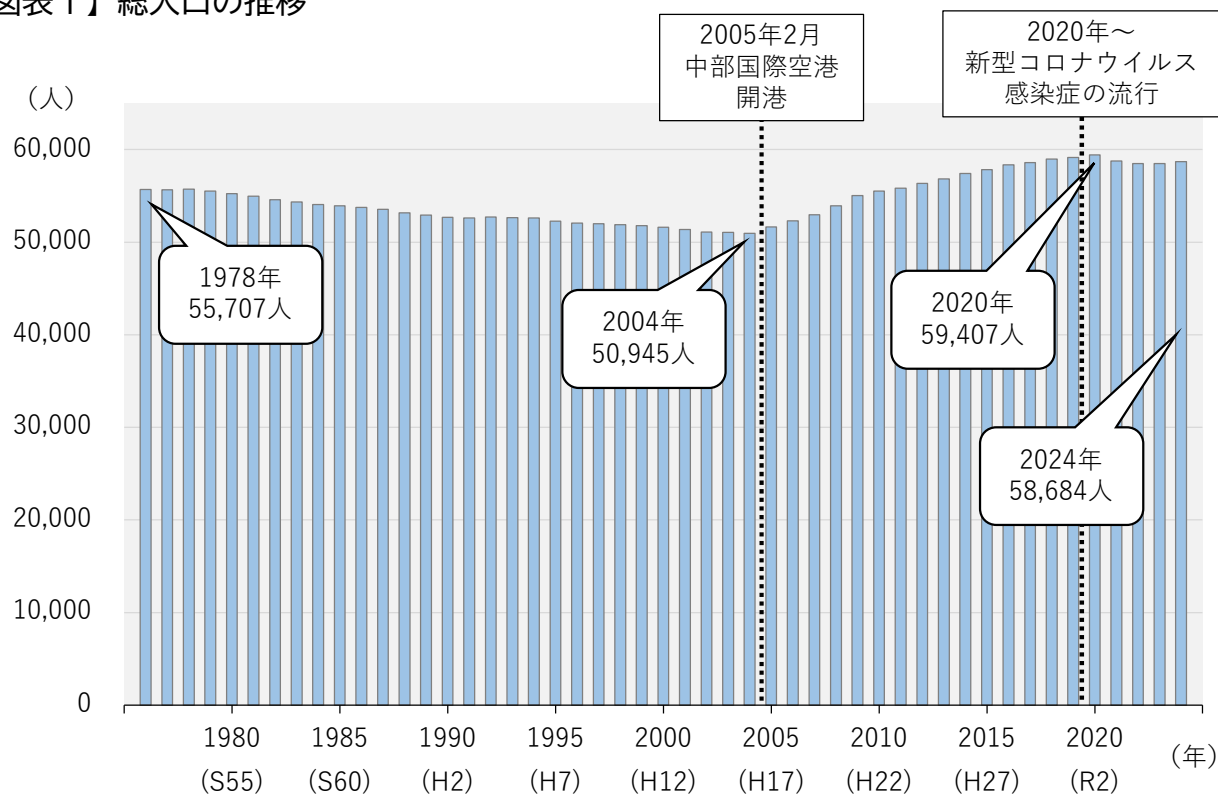
(1) 総人口の推移

中部国際空港開港前の本市の人口は1978(昭和53)年の55,707人をピークに、国や県の人口が増加する中、減少が続き、2004(平成16)年には50,945人まで減少しました。

2005(平成17)年の空港開港後、空港関連従業員の転入により増加が続き、2020(令和2)年には過去最多の59,407人になりましたが、2020(令和2)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じ、2023(令和5)年3月には58,472人まで減少しました。

その後は、空港利用者の回復に合わせて再び増加に転じており、2024(令和6)年3月の人口は58,684人でした。

【図表1】 総人口の推移



各年3月末時点・住民基本台帳から作成

(2) 年齢3区分別人口の推移

ア 年少人口(0～14歳)

空港開港前は、少子化の影響などにより減少が続き、2004(平成16)年には7,107人まで減少しました。

空港開港後は、市内各地に開発された住宅地に、多くの子育て世代が流入したことで一時的に増加しましたが、2018(平成30)年6月の8,806人をピークに近年は再び減少傾向となっており、2024(令和6)年3月は7,931人でした。

イ 生産年齢人口(15～64歳)

総人口が減少する中、1994(平成6)年までは36,000人を維持してきましたが、その後は大きく減少し、2004(平成16)年には32,671人になりました。

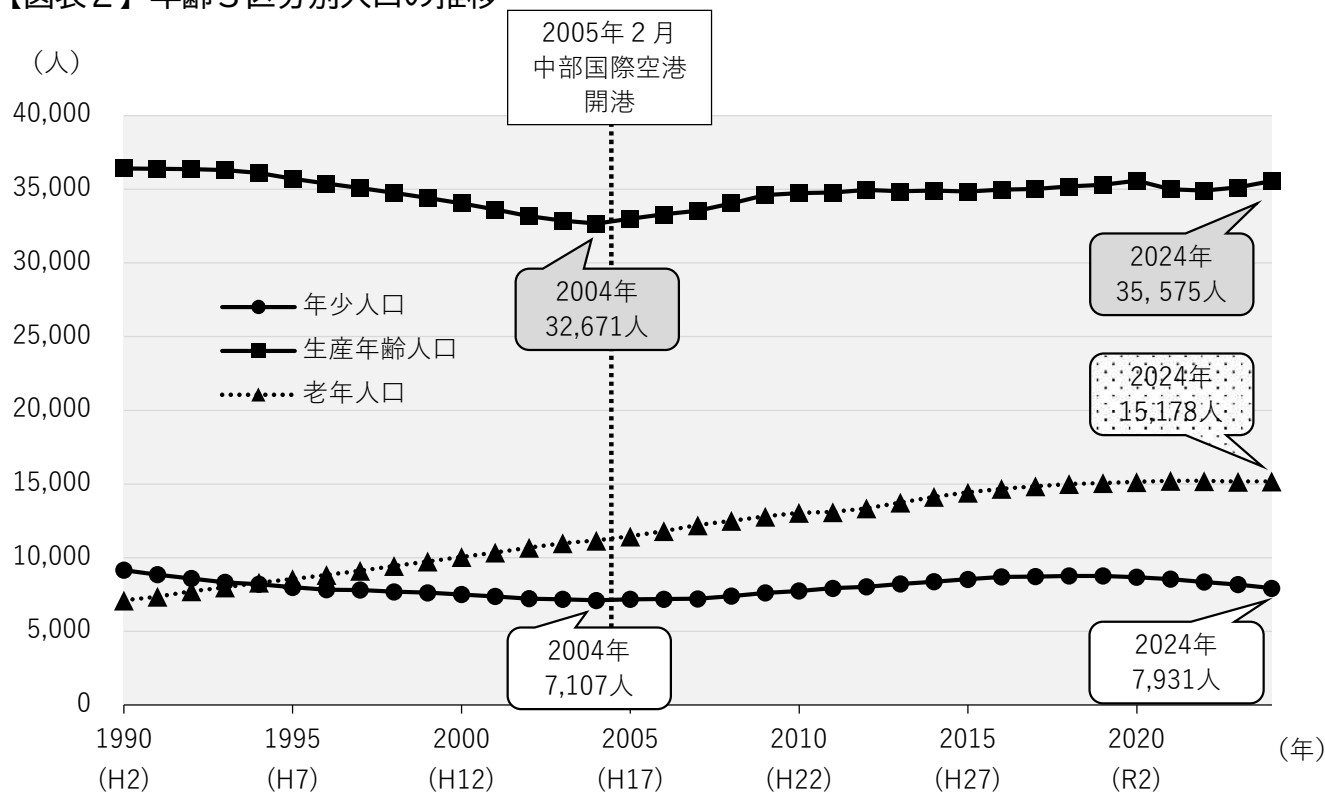
空港開港後は増加に転じ、2010(平成22)年に約35,000人まで回復しました。新型コロナウイルス感染症の影響により一時は減少したものの、2024(令和6)年には35,575人となっています。

ウ 老年人口(65歳以上)

一貫して増加傾向でしたが、2017(平成29)年頃から増加ペースが鈍化し、2022(令和4)年からわずかながら減少傾向にあります。

本市も、少子高齢化は顕著で1994(平成6)年には、老年人口が年少人口を上回りました。

【図表2】年齢3区分別人口の推移



各年3月末時点・住民基本台帳から作成

(3) 自然増減・社会増減の推移

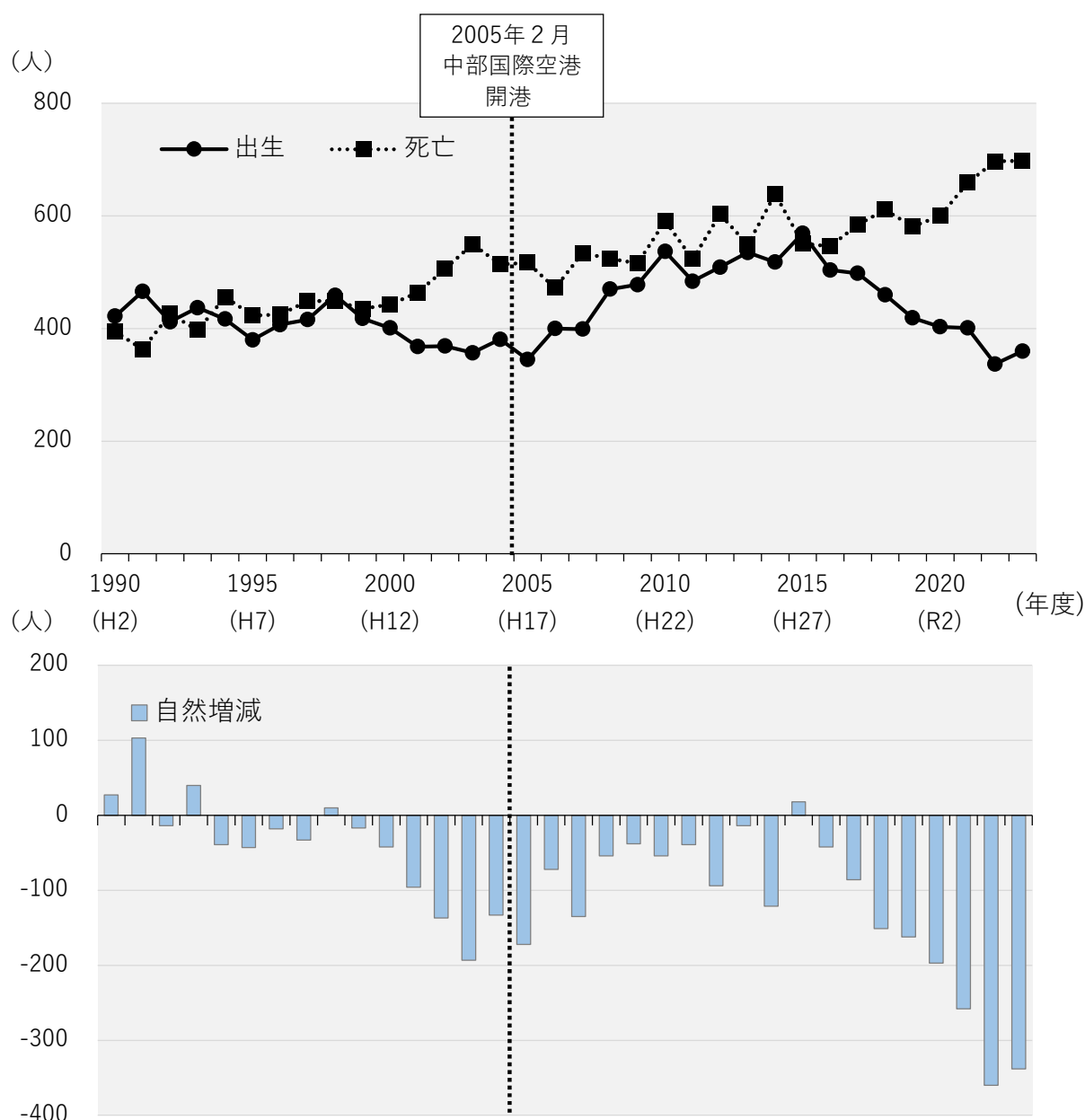
ア 自然増減（出生・死亡）

出生数は1980年代後半から大きく減少し2005(平成17)年度は345人でしたが、その後は新たな住宅地への子育て世代の流入により大きく増加しました。しかし、2015(平成27)年度の569人をピークに再び減少しています。

死亡数は増加傾向が続いており、2023(令和5)年度は698人でした。

自然増減は、出生数の減少と死亡数の増加により1992(平成4)年度以降はほとんどの年で「自然減」になっています。出生数が増加した2010年代は一時的に減少幅が小さくなりましたが、近年は出生数が減少し、自然増減の減少幅が拡大しています。

【図表3】出生数・死亡数、自然増減の推移



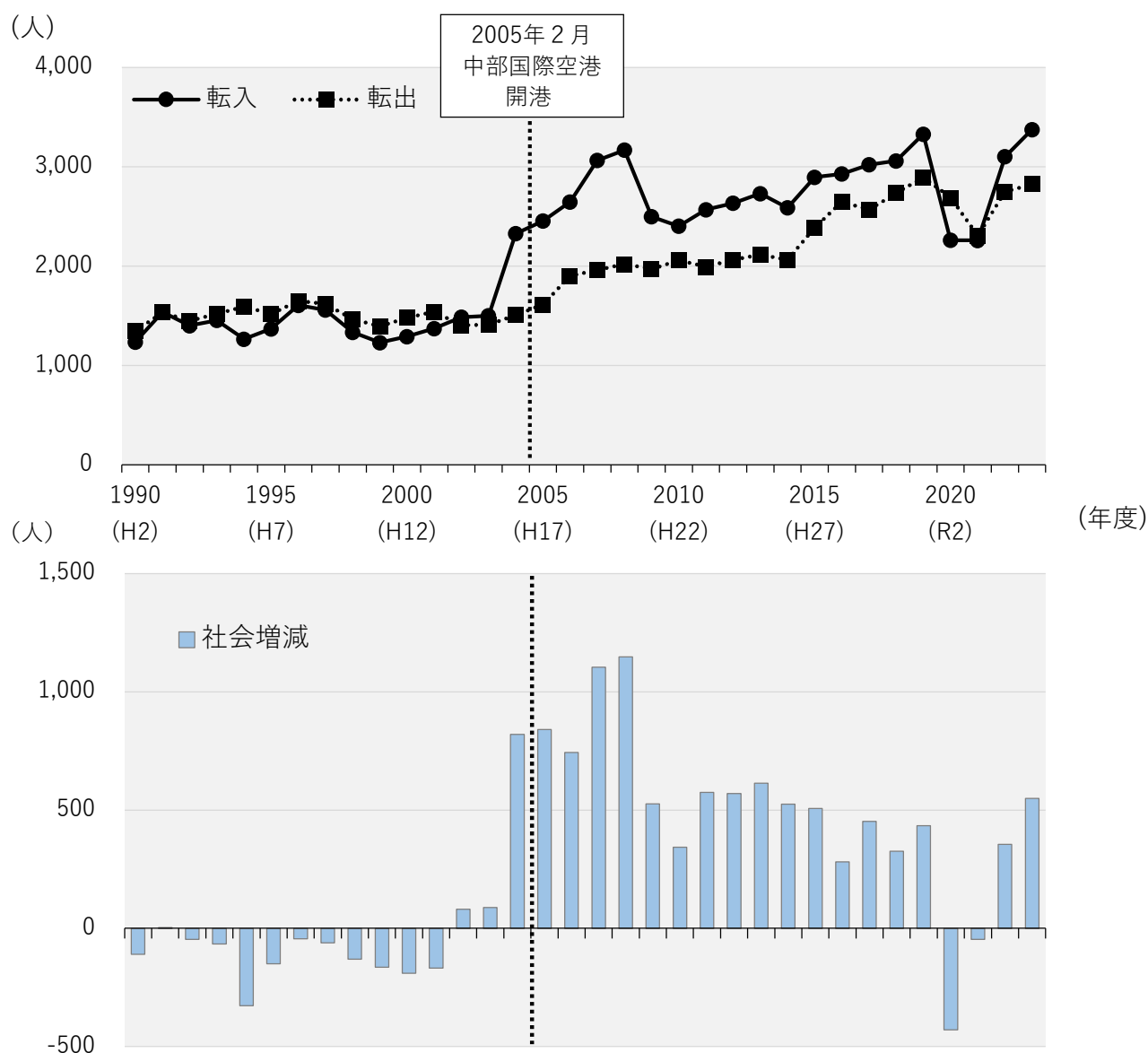
イ 社会増減（転入・転出）

転入数は、空港開港を機に大幅に増加し、2008(平成20)年度には3,000人を超えました。その後、リーマンショックの影響により2009(平成21)年度に減少したものの、近年は再び増加傾向でしたが、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しました。2022(令和4)年度には回復に転じ、2023(令和5)年度にはコロナ禍前と同じ水準になっています。

転出数は、空港開港後に人の動きが活発化したことで増加しました。また近年は、転入者数の増加に伴い大きく増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、転入同様、2023(令和5)年度にはコロナ禍前と同じ水準に戻っています。

社会増減は、空港開港に伴い「社会増」が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和2)年度は「社会減」となりました。2022(令和4)年度からは再び「社会増」になっています。

【図表4】 転入数・転出数、社会増減の推移



3 将来人口の推計

(1) 将来人口の推計方法

地域人口の一般的な推計方法である「コーホート要因法」により推計します。

コーホート要因法とは、ある年の男女・年齢別人口を基準として、人口増減の「要因」に関する想定値をあてはめ、将来人口を推計する方法です。

推計に用いる想定値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」から引用し、近年の本市の人口の動向を踏まえて補正しました。

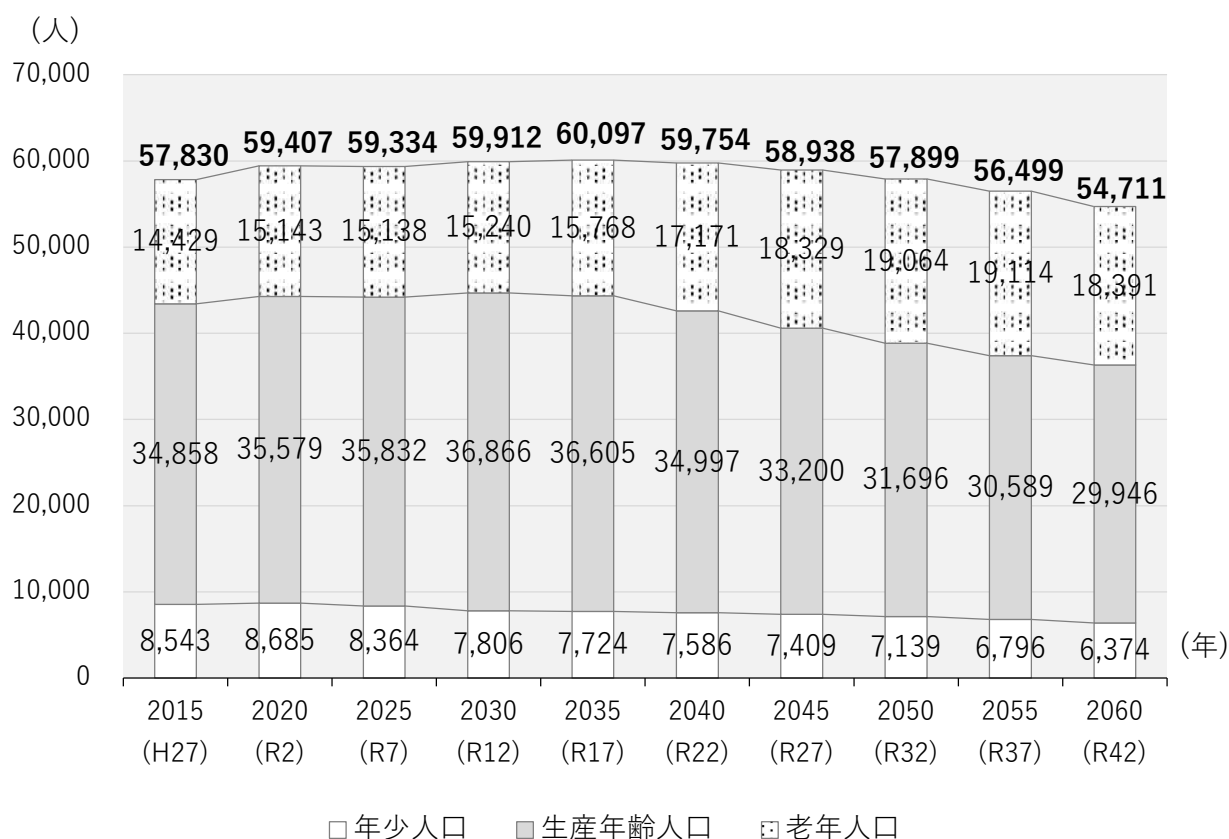
(2) 将来人口の推計

本市の総人口は空港開港後、増加を続けてきましたが、2021(令和3)年は新型コロナウイルス感染症の影響により空港開港後初めて減少しました。今後は感染症の収束とともに空港利用者が回復し、人口減少にも歯止めがかかると考えられます。

2035(令和17)年頃までは緩やかな増加が続く見込みですが、2040(令和22)年には人口減少に転じます。その後、総人口の減少は加速し、2060(令和42)年には54,711人になる見込みです。

この推計は第2期常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時のものであり、2024(令和6)年時点で推計より若干低く推移しているものの、空港利用者の回復に伴い増加に転じた点など、傾向と実態の乖離が少ないため、第3期総合戦略でも引き続き、この推計値を用いることとします。ただし、年少人口は推計よりはやく減少していることから、今後、推移を注視していくことが必要です。

【図表5】将来人口の推計（各年3月末時点）



4 人口の将来展望

推計によると、本市の人口は2035(令和17)年をピークに減少に転じ、2060(令和42)年には54,711人になる見込みで、その後も減少傾向が続くものと考えられます。また、3人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されます。

このような予測を踏まえ、人口の将来展望を設定するにあたり、2つのシナリオに基づいてシミュレーションを実施しました。

■シナリオ1

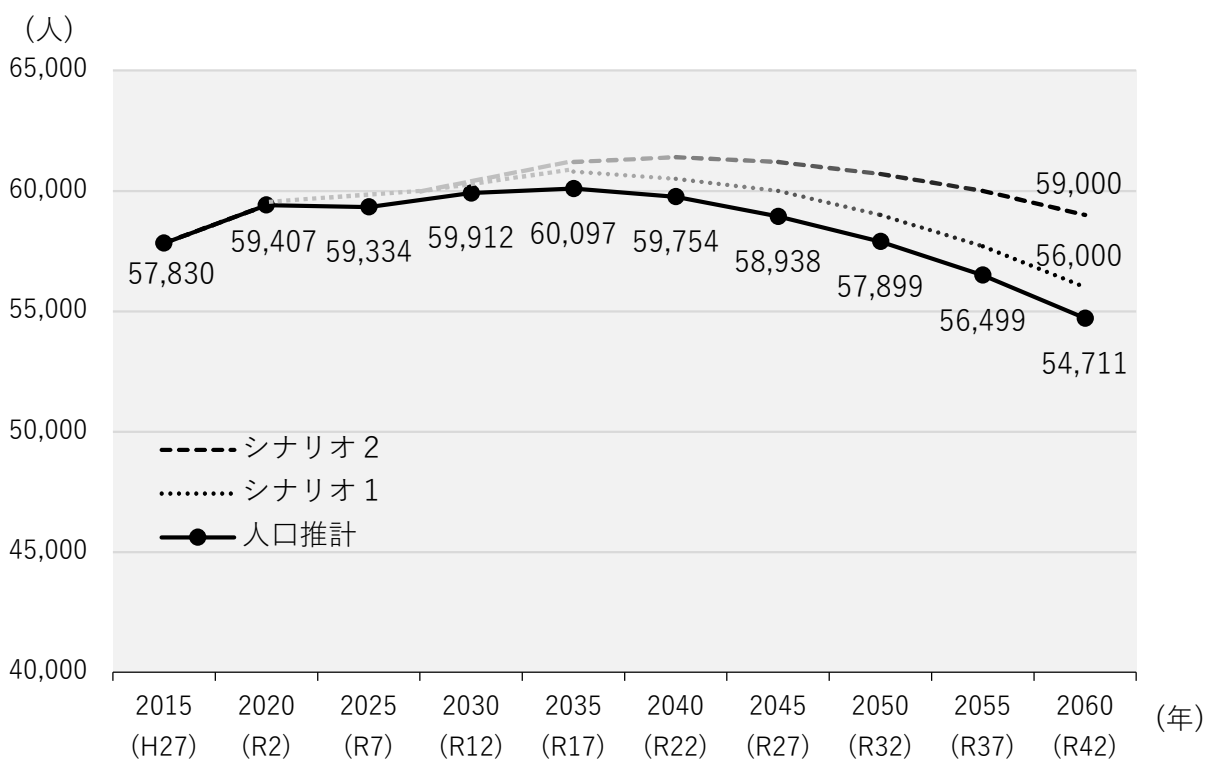
新型コロナウイルス感染症の影響から早期に脱却し、コロナ禍前の水準で推移した場合、2035(令和17)年頃から人口減少に転じ、2060(令和42)年頃には56,000人程度まで減少する見込みです。

■シナリオ2

シナリオ1に加えて、定住する人や出生の増加などにより、人口減少が緩和された場合、2040(令和22)年頃から人口減少に転じるものの、2060(令和42)年頃でも59,000人程度を維持できる見込みです。

2つのシナリオに基づくシミュレーション結果から、総合戦略に掲げる施策に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症の影響から早期に脱却するとともに、将来の人口減少を緩和し2060(令和42)年に人口59,000人程度の確保を目指します(シナリオ2)。

【図表6】人口推計とシナリオごとの人口推移のシミュレーション



第3章 総合戦略編

1 基本目標について

人口ビジョン編の人口の現状と将来展望を踏まえた上で、活力ある地域社会を維持していくために、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに設定します。

2 基本目標の設定の考え方

本市の人口は今後、2060(令和42)年までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復期、人口増加から人口減少への転換期、総人口・生産年齢人口の減少期、と変遷し段階によって状況が大きく変わることが予想されます。

将来展望で目指す「2060(令和42)年に人口59,000人程度の確保」の達成に向けては、それぞれの段階を見据え、今から取り組んでいくことが重要です。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、そのうち2022(令和4)年度から2024(令和6)年度までの3年間の方針や事業を取りまとめ、基本目標を設定します。

【図表7】施策の体系

基本目標	基本的方向
基本目標1 多様な産業により地域を盛り上げ とこなめで働く人・住む人を増やす	(1) 中部国際空港の利用者の増加 (2) 豊富な地域資源を生かした交流人口の増加 (3) 多様なパートナーと連携した地場産業の活性化と 新たな技術・サービスを生み出す風土づくり
基本目標2 若い世代に便利で安全・安心な 住みたいまちをつくる	(1) 若者や子育て世代が住み続けたいくなる 豊かで充実した生活環境づくり (2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる包括的な支援 (3) 子育て世代の受け皿となる安全・安心な住環境の確保 (4) 子ども・若者や子育て世代が学べる機会や環境づくり
基本目標3 生産年齢人口の減少に備え みんなが活躍する社会を目指す	(1) 高齢者・障がい者など誰もが活躍できる場と環境の整備 (2) 人それぞれに合わせた多様な働き方が選べる社会づくりの推進 (3) 外国人をはじめ誰もが暮らしやすい共生社会の実現

3 基本目標

基本目標 1 多様な産業により地域を盛り上げ ところなめで働く人・住む人を増やす

【設定の背景】

- 中部国際空港が開港した2005(平成17)年以降、本市の人口は増加が続き、空港とともに成長を続けてきました。
- しかし、2020(令和2)年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、空港の就航便や利用者が激減しました。空港関連事業者は甚大な影響を受け、本市も空港開港後初めて人口が減少しました。特に転入者は2019(令和元)年度の3,328人から2020(令和2)年度の2,261人に大きく減少しました。
- その後、2023(令和5)年に新型コロナウイルス感染症の感染症法での分類が見直されるなど、空港の就航便や利用者数も回復傾向を見せています。人口も2023(令和5)年1月末の58,394人を底に増加傾向に転じました。
- 今後、常滑市では国際展示場で、2025(令和7)年にツーリズムEXPOジャパン、2026(令和8)年にアジア競技大会・アジアパラ競技大会、2028(令和10)年に技能五輪国際大会が開催される予定で、世界中から訪れる沢山の人に、常滑市のもつ多様な魅力を知ってもらう絶好の機会です。
- 一方で、近年はどの業種でも人手不足が深刻なことから、先進技術・サービスの活用、多様なパートナーとの連携、オープンイノベーションの創出、規制緩和などの取組を進めることも不可欠です。これらの施策を進める愛知県とも連携を進めながら、地域活性化の好循環の形成を目指します。

【数値目標】

(1) 観光入込客数：5,000,000人(2028年度)

2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
2,476,000人	3,542,000人	4,083,000人

※観光戦略プラン2022に基づき、今後の事業推進の状況に応じて目標を適宜見直します

(2) 人口の社会増加：+614人(2028年度)

2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
-46人	+355人	+550人

※各年度3月末時点の住民基本台帳年齢別人口から算出

【基本的方向】

(1) 中部国際空港の利用者の増加

- 中部国際空港や就航路線について、空港、航空会社、就航先の地域と連携してPRに取り組めます。
- 空港を支える働き手の確保に、地域で連携して取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
中部国際空港(株)・航空会社・就航地と連携した事業の数	9件	9件
広報とこなめ・市SNSアカウントでの空港関連情報の掲載数	8件	12件

(2) 豊富な地域資源を生かした交流人口の増加

- 豊かな自然や農業・漁業・やきものなどの地域資源を観光振興に生かすとともに、ふるさと納税の返礼品として市の魅力発信に活用します。
- 国際展示場で開催されるMICEを訪れる人に、市内各地に足を運んでもらう取組を推進します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
ふるさと納税の件数	7,841件	11,405件
空港島～市街地シャトルバス利用者数	1,732人(12日)	60,000人(年間)
市内宿泊者数(暦年(1月～12月)で集計)	796,000人	1,100,000人

(3) 多様なパートナーと連携した地場産業の活性化と新たな技術・サービスを生み出す風土づくり

- 多様なプレイヤー・ステークホルダーと連携して地場産業の活性化に取り組めます。
- あいち・とこなめスーパーシティ構想の推進やSTATION Aiとの連携を通じて、地域を新たな技術・サービスの実証・実装フィールドにするとともに、「とこなめ発」の技術・サービスが生まれる風土づくりに取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
新規就農者数	2件(単年)	4件(4年間)
STATION Aiとの連携	—	—
市が実施・連携する先端技術の実証実験・社会実装の件数	3件(単年)	15件(4年間)

注) 各KPIに関わる事業の内容などを見直したときは、目標値を改訂する場合があります。

基本目標 2 若い世代に便利で安全・安心な住みたいまちをつくる

【設定の背景】

- 本市では、空港開港後に区画整理などにより開発された住宅地に、多くの子育て世代が流入し、出生数や年少人口が増加してきました。
- しかし近年は、こうした住宅地の開発も一段落し、当時転入した人の年齢が上昇したことにより、出生数が減少しています。未就学の年代での転入超過は続いているものの、2024(令和6)年には0～4歳人口が空港開港前の2004(平成16)年を下回り、1,996人と1981(昭和56)年以来最少になりました。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により空港関連従業員の就労機会が減少したため、2020(R2)年度には25～34歳人口が大きく減少しました。
- 少子高齢化が進む中、長期的な人口減少を緩和し、一定の生産年齢人口を維持するためには、転入を増やすことに加え、本市で結婚・出産・子育てしてもらうなど、長く住み続けてもらうことが必要です。
- 特に、空港に就職した人が、ずっと住み続けたいと思うような、若い世代にとって便利で魅力あるまちをつくることが重要です。

【数値目標】

(1) 子ども女性比：0.151(2028年度)

2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
0.189	0.175	0.166

※各年度3月末時点の住民基本台帳年齢別人口から算出

(2) 25～34歳人口の増加：100人(2028年度)

2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
-213人	-48人	+15人
2021年3月6,298人	2022年3月6,085人	2023年3月6,037人
2022年3月6,085人	2023年3月6,037人	2024年3月6,052人

※各年度3月末時点の住民基本台帳年齢別人口から算出

【基本的方向】

(1) 若者や子育て世代が住み続けたいくなる豊かで充実した生活環境づくり

- オンライン手続、キャッシュレス決済などデジタル技術の導入を進め、行政サービスの利便性を高めます。
- 公共交通の活性化に取り組み、通勤通学や日常の買い物・お出かけに便利なまちを目指します。
- 国際展示場が立地することを生かし、市民が様々なモノにリアルに触れる機会が増えるよう展示場会社やMICEの主催者と連携します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
オンラインで完結する市の手続数	90手続	130手続
国際展示場でのMICEと連携した市民向けPR事業の件数	9件	15件
コミュニティバス グルーンの利用者数	391,484人	400,000人

(2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる包括的支援

- 結婚・出産・子育ての希望がかなうよう、切れ目ない支援を推進します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
早朝・深夜保育の実施園数	2園	2園
妊活応援給付事業の推進	—	—
病児・病後児保育事業利用者数	567人	931人

(3) 子育て世代の受け皿となる安全・安心な住環境の確保

- 防犯カメラ・防犯灯の設置や公園・緑地の管理・整備により、住みやすい環境を確保します。
- 防災への備えを進め安全・安心に暮らせるまちにします。
- 土地利用や市民ニーズの動向を踏まえ、西ノ口駅周辺など、既存ストックが活用できる新たな住宅地の形成を検討します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
防犯カメラの設置数	42か所(累計)	52か所 ※1
防災講座参加者数	93人	150人
既存ストックを活用した新たな住宅地形成の検討	—	—

※1 2024(R6)年度末時点の設置台数を維持

注) 各KPIに関わる事業の内容などを見直したときは、目標値を改訂する場合があります。

【基本的方向】

(4) 子ども・若者や子育て世代が学べる機会や環境づくり

- 子どもたちの多様な学びの機会の確保につながる事業に取り組めます。
- 多くの市民が通いたくなる図書館の整備に向け、検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
市内学校での友好都市との国際交流事業数	2件	2件
平和学習派遣事業の派遣児童・生徒数	20人 ※2	20人
国際展示場でのMICEの児童・生徒向け見学会の開催件数	1件(単年)	8件(4年間)
図書館整備に向けた検討の推進	—	—

※1 2024(R6)年度の数値。(2023(R5)年度は初年度のため31人を派遣。)

注) 各KPIに関わる事業の内容などを見直したときは、目標値を改訂する場合があります。

基本目標 3 生産年齢人口の減少に備えみんなが活躍する社会を目指す

【設定の背景】

- 本市は、新型コロナウイルス感染症の影響から脱却した後、再び人口増加に転じる見込みですが、第二次ベビーブーム世代が65歳以上になる2040(令和22)年頃から、総人口の減少に加えて、生産年齢人口の占める割合が低下していきます。
- わが国では、これまでの少子化によって子どもが大幅に減少しています。今後は、親になる年代の人口も減少するため、少子化を劇的に改善することはますます難しくなっています。たとえ今後少子化が改善されたとしても、しばらくの間、新たに生産年齢になる人口は低水準で推移することが確定しています。
- 今後、人口構成割合の変化を乗り越え、活力ある地域社会を維持するには、高齢者・障がい者・外国人のほか、子育て・介護をしている人など、地域に関わる全ての人が活躍し、元気に暮らせるまちづくりが欠かせません。
- 人口減少に差し掛かる2040(令和22)年までの約15年の間に、社会のあり方や考え方の大きな転換が求められており、本市においても確実に到来する未来に備え、誰もが活躍できる地域としての機運が醸成されるよう取組を始めることが必要です。

【数値目標】

(1)健康寿命：男性 82歳／女性 85歳(2028年度)

2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
男性 80.76歳 女性 85.09歳	男性 79.80歳 女性 84.57歳	男性 80.25歳 女性 83.89歳

※住民基本台帳、人口動態統計、介護保険事業状況報告などの数値から算出

(2)外国人人口：3,300人(2028年度)

2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
1,356人	1,429人	1,788人

※各年度3月末時点

【基本的方向】

（１）高齢者・障がい者など誰もが活躍できる場と環境の整備

- 高齢者がいつまでも元気に活躍できるよう、健康づくりや社会との関わりづくりを推進します。
- 障がい者が活躍できる場づくりを推進します。
- 地域の実情に応じた地域づくりに取組む団体・人を応援します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
スマイルポイント事業参加者数	13,838人	17,500人
農福連携推進事業補助件数	0件	1件
特定健康診査受診率	50.2%	58.0%
まちづくり事業費補助件数	6件	11件

（２）人それぞれに合わせた 多様な働き方が選べる社会づくりの推進

- 子育てしながら働ける環境づくりに取組みます。
- 子育て・介護などをしながらも働き続けられるよう、地域の事業者に対して働きかけます。
- 愛知県の認定制度や優遇措置など、ワーク・ライフ・バランス推進のメリットをPRします。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
待機児童数	0人	0人
ファミリー・フレンドリー企業の登録数	13件(2024年4月)	20件

（３）外国人をはじめ誰もが暮らしやすい共生社会の実現

- 国際空港や国際展示場が立地し、世界中の人が行き交うまちとして、多文化共生の理解が深まるよう取組みます。
- 外国人をはじめ、どんな人にとっても暮らしやすいまちづくりを推進します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
市が開催する日本語教室の参加者数	のべ454人	のべ480人
在住外国人向けの日本文化に触れるイベントの開催数	8件	8件
性の多様性への理解促進	—	—

注）各KPIに関わる事業の内容などを見直したときは、目標値を改訂する場合があります。